

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 5 号

令和 7 年（2025年）9 月16日（火）（第 5 日）

吹田市議会会議録 5 号

令和 7 年 9 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 7 年 9 月 16 日 午前 10 時開議

- 1 { 議案第 77 号 吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事請負契約の締結について
議案第 83 号 令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 2 号）
- 2 一般質問
- 3 { 議案第 84 号 公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について
議案第 85 号 令和 7 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 報告第 28 号 令和 6 年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告について
- 5 { 議案第 86 号 令和 6 年度吹田市水道事業会計剰余金の処分について
議案第 87 号 令和 6 年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分について
認定第 1 号 令和 6 年度吹田市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第 2 号 令和 6 年度吹田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 3 号 令和 6 年度吹田市部落有財産特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 4 号 令和 6 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 5 号 令和 6 年度吹田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 6 号 令和 6 年度吹田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 7 号 令和 6 年度吹田市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 8 号 令和 6 年度吹田市病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 9 号 令和 6 年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計歳入歳出決算認定について
認定第 10 号 令和 6 年度吹田市水道事業会計決算認定について
認定第 11 号 令和 6 年度吹田市下水道事業会計決算認定について
- 6 { 議案第 74 号 吹田市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 75 号 吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 請願第 1 号 （仮称）吹田市佐竹台計画に関する請願

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 34 名

1 番	益 田 洋 平	2 番	梶 川 文 代
3 番	五 十 川 有 香	4 番	西 岡 友 和
5 番	久 保 直 子	7 番	石 川 勝
8 番	後 藤 恭 平	9 番	中 西 勇 太
10 番	玉 井 美 樹 子	11 番	山 根 建 人
12 番	村 口 久 美 子	13 番	後 藤 久 美 子
14 番	川 田 尚	15 番	江 口 礼 四 郎
17 番	浜 川 剛	18 番	井 上 真 佐 美
19 番	野 田 泰 弘	20 番	竹 村 博 之
21 番	塩 見 み ゆ き	22 番	柿 原 真 生
23 番	清 水 亮 佑	24 番	今 西 洋 治
25 番	林 恭 広	26 番	澤 田 直 己
27 番	白 石 透	28 番	有 澤 由 真
29 番	矢 野 伸 一 郎	30 番	小 北 一 美
31 番	橋 本 潤	32 番	乾 詮
33 番	高 村 将 敏	34 番	井 口 直 美
35 番	泉 井 智 弘	36 番	藤 木 栄 亮

○ 欠席議員 0 名

○ 出席説明員

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	危 機 管 理 監	岡 田 貴 樹
総 務 部 長	山 下 栄 治	行 政 経 営 部 長	今 峰 み ち の
税 務 部 長	中 村 大 介	市 民 部 長	大 山 達 也
都 市 魅 力 部 長	脇 寺 一 郎	児 童 部 長	道 場 久 明
福 祉 部 長	梅 森 徳 晃	健 康 医 療 部 長	岡 松 道 哉
保 健 所 長	松 林 恵 介	環 境 部 長	道 澤 宏 行
都 市 計 画 部 長	清 水 康 司	土 木 部 長	真 壁 賢 治
下 水 道 部 長	愛 甲 栄 作	会 計 管 理 者	伊 藤 さ お り
消 防 長	山 田 武 史	水 道 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者 水 道 部 長	原 田 有 紀
理事（子育て支援センター担当）	北 澤 直 子	理事（公共施設整備担当）	伊 藤 登
理事（地域整備担当）	梶 崎 浩 明	教 育 長	大 江 慶 博
学 校 教 育 部 長	井 田 一 雄	教 育 監	植 田 聡
地 域 教 育 部 長	二 宮 清 之		

○ 出席事務局職員

局 長	岡 本 太 郎	参 事	守 田 祐 介
参 事	東 貴 一	主 幹	森 岡 伸 夫
主 幹	辻 本 征 志	主 査	今 井 理 香 子
主 査	水 落 康 介	書 記	三 枝 暉 秋

○
(午前10時 開議)

○矢野伸一郎議長 ただいまから9月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は34名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○矢野伸一郎議長 日程1 議案第77号及び議案第83号並びに日程2 一般質問を一括議題とします。

なお、9番 中西議員から資料の配付の申出がありましたので、会議規則第147条に基づき許可いたしました。クラウド上などに掲載してありますので御報告いたします。

初めに、理事者から過日の25番 林議員の質問に対する答弁の取消しについて申出がありますので、ただいまから発言を許可いたします。市長。

(市長登壇)

○後藤圭二市長 去る9月10日の林議員の令和6年度の決算見込みの御質問に対する答弁におきまして、審査意見の受け止めとして御説明しようとしたものですが、それが監査委員の御発言そのものと誤解を招く表現となってしまいました。

おわび申し上げますとともにその部分につきまして、謹んで発言の取消しをさせていただきますたく存じます。よろしくお取り計らいをくださいますようお願いを申し上げます。

○矢野伸一郎議長 この際お諮りいたします。ただいま理事者から発言を取消したい旨の申出がありました。この取消し申出を許可することにいたしても異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、理事者からの発言の取消し申出を許可することに決定いたしました。

なお、会議録は後刻議長において調製の上、処理いたしますので、御了承願います。

それでは、過日に引き続き質問を受けることにいたします。通告順位により順次発言を願います。18番 井上議員

(18番井上議員登壇)

○18番 井上真佐美議員 公明党の井上真佐美です。通告に従い、個人質問を行います。

まず初めに、学校施設の老朽化対策について伺います。

吹田市では、小・中学校の校舎及び体育館については、外壁の補修、屋上防水工事、サッシの交換、廊下、階段など内装の改修を行う大規模改修工事を平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)末までの整備期間内で計画的に実施をされています。

また、校舎のトイレは、各学校のおおむね3分の2のトイレについて、便器の洋式化や床の乾式化などの全面改修を令和2年度(2020年度)に実施済みとのことですが、今年度から令和12年度(2030年度)にかけてトイレリニューアル工事の年次計画を示されています。どのような工事が実施されるのか教えてください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 トイレリニューアル工事に つきましては、未改修のトイレについて前回の改修と同様に、便器の洋式化、床の乾式化、配管の更新などの全面改修を予定しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 18番 井上議員。

(18番井上議員登壇)

○18番 井上真佐美議員 一方、学校施設の窓ガラスや照明器具等の非構造部材の耐震化率は、2024年4月時点で全国で68.0%と、他の対策に比べて遅れています。災害時に避難所となる学校施設は、老朽化対策と防災機能強化を一体的に推進しなければなりません。

本市の学校施設の非構造部材の耐震対策は、現在どのように取り組まれているのでしょうか。進捗状況も含めてお答えください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 非構造部材の耐震対策につきましては、大規模改造工事等の際に校舎の外壁や

建具、照明器具など、児童、生徒等の身体、生命に重大な被害を及ぼすおそれがあるところから、順次進めているところでございます。

大規模改修工事につきましては、体育館は昨年度までに対象とした41校全てが完了しており、後者につきましても、今年度末で対象とした47校全てが完了する予定でございます。そのほかの学校につきましても、引き続き対策を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 学校施設の老朽化が進む中で、劣化状況に応じて修繕や改修を実施し、耐震化も進めています。

しかし、昭和初期に建設された施設もあるため、市公共施設の長寿命化計画に基づき、長期的には建て替えの検討も必要ですが、具体的な計画等の策定についてはどのようにお考えでしょうか。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 吹田市公共施設一般建築物個別施設計画においては、令和23年度（2041年度）から建て替えを進めることとなっており、令和12年度（2030年度）をめどに検討を始める必要があると考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 他の公共施設の建て替え時期と重なる可能性もあり、財政面への影響も考慮しながら、余裕を持って計画を策定していく必要があると考えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

先日、9月1日付で、学校教育部から市立北山田小学校運動場の学校敷地内歩行者用通路へ引き込まれた給水管が損傷し、通路周辺に漏水したとの通知がありました。原因は、給水管の経年劣化によるもののことですが、前日の昼過ぎに給水管からの漏水が発生し、当日中の復旧ができなかったことから、9月1日の月曜日は午前中のみ授業となり、学校給食は中止、留守家庭児童育成室は休室となったと

のことでした。その日のうちに復旧し、翌日から通常どおり授業が行われ、給食も提供されたとのことですが、学校施設は避難所にもなることから、災害時に断水にならないように給水管を適切に維持管理することは大変重要です。

そこで、お聞きします。学校における給水管の現状について、どのように把握されているのかお示ください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校施設の給水管につきましては、一部更新を行ったものもございますが、昭和30年代から50年代にかけての学校が建設された際に布設されたものが多く残っており、老朽化が進んでいると認識をしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 今回、漏水があった給水管は、地中に埋設されたもので目視できないため、どれだけ老朽化しているかを調べることは難しいように思います。老朽化した給水管は、いきなり水が噴き出すのではなく、少しずつ漏水が進むような予兆があると思われますが、漏水の調査などはされているのでしょうか。教えてください。

また、今までにこのような学校施設における漏水の事例はどのくらいあるのかも教えてください。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校においては、平日は毎日水道メーターの検針を行っており、漏水の把握に努めておりますが、突発的に発生する漏水につきましても、把握は困難であり、その都度対応しているところでございます。

また、過去には漏水が発生し、水道部へ漏水減免申請を行ったものが、令和2年度（2020年度）に2件、令和3年度に1件、令和4年度に3件ございました。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 学校施設は避難所となるこ

とから、災害時にも十分にその能力を発揮できるように施設を適切に維持管理していく必要があります。

学校施設が災害時に断水とならないように計画的に、給水管を更新、耐震化していくことが喫緊の課題と考えますがいかがでしょうか。教育長の御所見を伺います。

○矢野伸一郎議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

学校施設につきましては、児童、生徒数の増加に伴う教室整備、体育館への空調設備の整備、老朽化したトイレの環境改善など様々な課題に対応しており、現時点において給水管を更新する計画はございませんが、災害時には避難所となることから、給水設備の重要性は認識をしており、今後、大規模な工事等の機会に更新ができるように努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 教育長。

○大江慶博教育長 学校施設は、児童、生徒の日々の学習、生活の場であり、災害時には避難場所としての役割を果たすことは御指摘のとおりでございます。

災害が増加している近年においては、特にその重要性が高まってきていることから、今後も学校施設の適切な維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 ありがとうございます。

先ほど、給水管の老朽化が進んでいると認識しているとの御答弁がありましたが、今のところ給水管を更新する計画はないとのこと。予算の問題もあると思いますが、せめて築年数が古い順に更新計画を立てるなど、適切な維持管理に努めていただくよう重ねて要望します。

次に、水道部に伺います。

今回、北山田小学校の敷地内で発生した漏水は、給水管の破損によるものですが、私も何度か住民の方から道路から水があふれているとの連絡を受け、現場に駆けつけたことがあります。

給水管を含む市内に布設された管路の漏水は、年

間何件くらい発生しているのかお示してください。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 公道下等における令和6年度（2024年度）の水道管の漏水発生件数は446件となっており、内訳としまして、配水管の漏水が33件、給水管が413件となっております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 年間446件とは、毎日どこかで1件以上漏水が起きているという計算になります。蛇口から当たり前に水を使うためには、給水管だけではなく、そこに至るまでの管路からも安定して水道水が送られてくる必要があります。

水道部は、すいすいビジョン2029に基づき、基幹管路の耐震化を計画的に進めておられますが、市内の各小・中学校に供給するための管路の更新についてはどのようにお考えでしょうか。

○矢野伸一郎議長 水道事業管理者職務代理者。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 管路の更新に当たっては、地震災害に強い耐震管を用いております。地震等の災害時に避難所となる小・中学校は重要給水施設と位置づけており、小・中学校までに至る管路の優先度を考慮しつつ、計画的に更新しているところでございます。

あわせて、各小学校には、災害時の応急給水に必要なとなる組立て式給水タンクを配備し、地域と連携して災害時を想定した訓練にも取り組んでおります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 次に、防災・減災対策について伺います。

近年は気候変動に伴い、各地で豪雨災害が頻発化、激甚化しており、対策強化とともに自分の命は自分で守る自助の意識徹底が欠かせません。社会全体の防災意識は高まっているように思いますが、日本人の防災に関する意識調査を毎年実施している民間企業の調査結果では、約半数以上の人が防災対策をし

ていないと回答しており、その理由としては、具体的な対策が分からないが最も多く、約半数に上ることです。また、面倒だや費用がかかるといった消極的な理由も上位に上がっています。防災対策の重要性への意識は高いものの、行動に移せていない、自分のこととして捉えていない人が多いと指摘されています。

本市では、防災ブックの全戸配布、ハザードマップの作成、地域防災総合訓練の実施や防災講座の開催など、防災への備えを啓発する先進的な取組をされていると確信していますが、吹田市民の防災意識はどのようなものか、調査結果があればぜひ教えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○矢野伸一郎議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 吹田市民の防災意識につきまして、令和4年度（2022年度）に実施されました直近の市民意識調査の結果でございますが、災害発生時、何が身を守るために大切と思うかという質問に対して、自分で自分の身を守るために必要な備えや適切な避難行動を取ることと回答した割合が約70%あり、平成26年度（2014年度）実施の調査で50%を切っていた家庭で日頃から災害に備えている割合が60%近くにまで向上していることから、防災意識が市民の中に広く根づいてきているものと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 次に、フェーズフリー防災の推進について伺います。

防災意識の高まりとともに、近年では、ふだんの生活と災害時の生活のどちらでも使える商品が増えつつあります。これは、フェーズフリーという考え方に基づいたものです。

フェーズフリー防災とは、日常時と非常時の区切りをなくし、ふだん使いしている物やサービスをそのまま非常時にも利用できるようにする考え方です。これにより、特別な準備をしなくても日常的に使っているアイテムが災害時にも役立つようになり、例えば、非常食として保存している食品をふだんから

消費し、使った分だけ新しいものを補充するローリングストックやランタンやカセットこんろなどのアウトドアグッズの活用などがあります。

先ほど紹介しました具体的な防災対策が分からない、面倒、お金がかかるとの防災意識に対し、いつも利用しているものを、もしものときに役立てるというフェーズフリーの考え方は、大変重要な視点であると考えます。

このように、フェーズフリー防災は、日常生活と非常時の境界をなくし、より実用的で持続可能な防災対策を実現するための新しいアプローチです。

そこで伺います。本市のフェーズフリー防災の認識についてお聞かせください。また、具体的に取り組まれていることがありましたらお示しください。

○矢野伸一郎議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 長期にわたる被災地支援の経験を通じて、非常時の備えを目的とした従来の取組に加え、平常時を起点に防災を捉え、結果的に備えにつながるフェーズフリーの重要性をこれまで以上に認識しております。

具体的な取組といたしましては、ローリングストックを含め、日常に防災を取り入れる考え方などを防災ブックに示すほか、出前講座を通じて普及啓発を進めているところでございます。

また、今年度には、トイレのフェーズフリー化を図るための試行として、本庁舎市民課横の多目的トイレを上下水などのライフラインが途絶した場合でも日常と同様に衛生環境を保ちながら利用できるような改修に取り組んでおります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 家庭や職場においてもっと身近に災害への重要性を認識し、自助、共助の意識を高められるよう、フェーズフリーの観点も取り入れ、周知啓発に努めていただきたいと思います。

フェーズフリーの考え方は商品に限らず、公共施設や学校教育にも取り入れられています。フェーズフリーの考え方をまちづくりに取り入れる自治体もありますが、市長はどのようにお考えでしょうか、

御見解をお示してください。

○矢野伸一郎議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 まずは担当より御答弁申し上げます。

フェーズフリーの考え方や取組の推進には、行政だけでなく、災害時に連携する事業者や団体、市民の方々など多様な主体が関わるのが重要であると考えております。

本市では、現在も危機管理センターEMCや一部の防災用備蓄倉庫といった有事の施設を平時から活用するなど、フェーズフリーの観点を生かした取組を進めているところでございますが、今後とも、日常に防災が自然と溶け込む意識を大切に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 我が国における危機管理、防災対策におきまして、これまで平時と有事のフェーズに有機的なつながりが弱かったとの反省がございます。その両者を分けて考えるのではなく、平時施設の有事利用と有事施設の平時利用、また平時から有事を想定して政策を進める。また、有事の際でも、緊急対策中においても、市民の日常の暮らしをお支えをする視点を持たなければなりません。その重要性につきまして、これまで我々は十分、自然災害から学んできたはずです。

本市は、フェーズフリーの考え方に基づいて、先進的な危機管理体制を取ってまいりましたが、引き続きその体制を充実をさせてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 市民と歩む議員の会、梶川文代です。質問を始めます。

近年の本市では、これまで市が行っていた業務を

民間にお任せする指定管理や民間委託が年々増え続けておりますが、その業務に従事する皆様にその仕事の対価がきちんと支払われているのだろうかと懸念しております。

人事院勧告に基づいて、給与や手当が引き上げられ保証されている公務員という立場の職員の皆様がこれまで行ってきた業務を民間の従事者の皆様に担っていただくからには、同一労働、同一賃金が基本原則であるべきと思いますが、そうはなっていないというのが現実ですし、近年、最低賃金がどんどん引き上げられていますが、昇給分にプラスして最低賃金が引上げとなった相当額がきちんと支払われて、従業者、労働者の皆様の手に渡っているのだろうかと気がかかりますし、本市には公契約条例がいまだ制定されておらず、民間の事業者の皆様に正当な対価が支払われているのかどうかなどをチェックする仕組みも機能もありません。賃金が増えてもそれが物価上昇に追いついていない、実質賃金が低下しているという現在の経済状況下ではなおさらのこと、公共サービス従事者の皆様の労働環境の改善や地域経済の活性化、さらには公共サービスの質の向上のために、まずは早急に公契約条例を制定することが必要であると申し上げます。

また、インフレスライド条項の適用による契約金額変更の議案がしょっちゅうあります。今議会では、指定管理業務の債務負担行為の限度額変更の議案も提案されていますが、それらの業務を請け負っておられる民間事業などの事業者さんの経営状況も心配です。現在、どのような状況や実態の把握に努めておられるのか、それらの報告をお聞かせください。

それと、今議会に提案されている指定管理業務の債務負担行為限度額変更の議案について確認したところ、当該業務の事業者さんが、何と1億5,000万円もの赤字を背負って業務を行っておられるというのが実態であり、このような過度な御負担を民間企業の皆様におかけしているというのは見るに堪えません。しっかりと補償してさしあげるべきだと思いますし、このほかにも同様のケース、赤字化してしまっている指定管理業務があれば報告してください。

それと、インフレスライド条項の適用によってあ

る一定の補償がされている契約等とは違い、指定管理業務についてはインフレスライド条項の適用がなされていないので、今後は指定管理業務についてもインフレスライド条項の適用ないしはそれと同等の補償や補填を行うべきではないでしょうか。さきに申し述べた公契約条例の制定と併せ、前向きかつ早急に取り組むべきと申し上げ、見解並びに前向きな答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 まずは総務部から御答弁申し上げます。

地方自治体が条例で賃金その他の労働条件を定めることは、発注者の優位な立場をもって私的自治である労働条件に介入することにつながり、問題であるとの指摘もあることから、本市ではそういった課題の生じることのない公契約法の制定を国に要望しているところです。

また、各室課において、委託業務の従事者の労働条件が労働関係法に適合しているか実態の把握に努めるとともに、最低賃金や関係法令を遵守するよう、委託事業者に対し周知徹底を図ることを契約検査室から通知するなど、委託業務に従事する労働者の適正な賃金水準の維持に資する取組を進めてまいりました。

引き続き、他市事例を参考に公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保に資する効果的な手法について研究してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 続きまして、指定管理につきまして行政経営部からお答え申し上げます。

指定管理者制度ガイドラインに基づき、毎年度モニタリング評価で収支状況や経営状況について確認、公表をいたしております。そのうち、指定管理者の収支につきまして、令和5年度決算では、協定締結数44件のうち13件において赤字となっております。各施設の指定管理料につきましては、業務内容に応じて、将来の経費の上昇等も踏まえた積算を基本としており、現時点では、統一的なルール設定は検討しておりませんが、各施設の予算積算、公募状況、

他市の動向などを注視し、社会情勢を踏まえ必要に応じて対応を検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 今回の御答弁にあるように、本議会に提案しておられる武道館と総合運動場のほかにも赤字運営となっている指定管理業務が10件以上あるということですが、このまま漫然と放置するなんてことのなきよう強く求めるとともに、詳細等について後日で構いませんので報告してください。

それと、先ほどの御答弁では、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件の確保に資する効果的な手法について研究してまいりますとお答えいただいておりますが、再委託されている業務に従事しておられる労働者の皆様のことも含まれていると思いますので、再委託している業務等についても詳細に後日で構いませんので報告してください。

また、民間委託先や指定管理者から再委託されている業務内容は、再委託承認申請書で確認できるのは担当所管の原課のみで、その業務量やそれに見合った委託費が支払われているのかといったことなどは、把握することも、確認することもできないというのが現在の実情であるということ認識して、不利益から救済する事業者、従業者の皆様を守るということを主眼に置いて是正並びに改善策を早急に講じることを強く求めるとともに、引き続き追求いたしますことを宣言しておきます。

続いて、保育所の定員等についてですが、育休を取ろうと思えば取れたけど、育休を取りたかったけど、育休を取らずにゼロ歳から子供を預けた。その理由は、1歳児からだだと定員オーバーで預かってもらえにくい。子供が保育所に入所できなければ、働けない、仕事を辞めるしかないといったことをこれまでたくさんの方からお聞きをしております。

中には、子供の生まれ月によって、産休が明ける前に保育園に入所で、仕事を休んでるのに子供預けてと肩身の狭い思いをしたという人もいましたが、後ろ髪引かれる思いで子供を預け仕事に行く、職場で胸が張って痛くてつらくて泣いたといったことも

お聞きしたこともあります。成長スピードが速い乳幼児期にそばにいたい、その成長を見逃したくないという思いを抱いている保護者の皆さんのためにも、子供たちのためにも、育休明けの年齢児の定員拡大や保育所入所日を4月だけではなく複数月にすると、保護者の皆様がお勤めの企業などの中には、保育所入所の選定に漏れたという証拠書類がなければ育休を取らせてくれない企業があるといったこともお聞きしておりますが、皆様のお勤め先の企業等に対して、理解を求める啓発なども必要だと思いますので、それらを含め、もっとほかにも柔軟かつ実効性ある育休取得の支援や促進策も早急に講じるべきではないでしょうか。

なお、育休から復帰する場合、プラス2の加点をするという利用調整基準の変更を2年前に行っていますが、利用調整基準を変更する前と変更した後の定員や隠れ待機児童などの状況の変化についてできるだけ詳しくお聞かせください。

それと、そもそもの質問で申し訳ないんですが、保育所の定員ってどうやって決めているのですか。その根拠や理由についてもお聞かせください。

なお、常日頃から御説明や御答弁などいただく際に、保育ニーズがある、保育ニーズに対応してこのようにした、あのようにしたといったことをよくおっしゃっておられますので、現在掌握されている保育ニーズとはどのような事柄なのか、箇条書等で構いませんのでお聞かせください。

加えて、市の御担当者の皆様なら、私が聞いているよりももっとたくさん声を聞いておられると思いますので、どのような声が届いているのか、それにどう対応しておられるのかもお聞かせください。

それと、JR吹田駅前にある立体駐車場跡地、現在も平地の駐車場ですが、そこに保育所整備を考えられるようですが、またしてもそこに土地があるからという理由だけの安易、安直な施策立案となっているように感じます。好立地であることから、保育所だけというのはもったいないと思います。もちろんですが、駐車場の機能は今後も必要でしょうし、周辺には医療機関も多くあることから、連携協力をお願いすれば病児病後児保育も可能でしょう。

不登校や配慮が必要な児童、生徒たちの行き場も居場所も、ほかにもかねてよりJR以南には不足していると言われ続けている施設整備や老朽化している駅前のビル内にある図書館の整備なども含め、複合施設とするなどといった案ももっと考え、熟慮して、市民の皆様、周辺地域住民の皆様の御意見もしっかりとお聞きになって、行政内部だけで勝手に決めて押し進めるようなことのなきように強く申し述べ、見解を求めます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは都市魅力部から御答弁申し上げます。

育児休業制度につきましては、これまで各種媒体を活用した情報提供にとどまらず、事業者向けセミナーを実施することで理解促進に努めてきたところでございます。また、育児休業制度を含め、労働に関する相談に対しましては、本市が設置する労働相談事業等におきまして対応しているところでございます。本制度の推進に向け、引き続き市内事業者に対し、制度周知に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 次に児童部からお答えいたします。

本市の利用調整基準につきましては、令和6年（2024年）8月に改正し、育休復帰に係る加点を新設することで、本年4月から育休中の保護者が円滑に復職できる環境整備を図ったことに加え、さらなる保育の受皿として既存施設及び新設の施設整備において、ゼロ歳児18人、1歳児74人、2歳児71人の合計163人の定員枠の拡大に取り組んでまいりました。

いわゆる隠れ待機児童、未利用児童数については、ゼロ歳児から2歳児の各歳児では、ゼロ歳児は32人の減少、1歳児は19人の増加、2歳児では14人減少し、合計としては27人減少しております。

申込者数が増加する中、当該改正による影響を具体的な数値としてお示しすることは困難ではございますが、引き続き子育てと仕事の両立ができるよう保育環境の充実に向けて取り組んでまいります。

また、育休から復帰する保護者など保育の必要度合い等の把握に努めるため、利用申請ホームの特記事項欄を通じて世帯状況の詳細を記載していただくよう改善を図ってまいります。

次に、保育所等の定員は、関係法令に基づき運営方法に関する事項として設定するもので、民間施設の場合は、認可に関する申請手続において事業者からの提案を受け、市の計画や面積要件等の整合性を確認の上、審議会での御意見も伺いながらこれを承認し、設定しているものでございます。

保育提供量に関して使用しております用語、保育ニーズとは、保育施設の利用申込者の総数を指すもので、未就学児の保護者等から施設利用に関するお問合せのほか、新たな施設整備を求めるお声などを頂いており、都度、御質問への回答や各種サービスの案内、市の事業計画の説明などに努めております。

J R吹田駅南駐車場跡地での保育所整備につきましては、現在、担当として検討の段階ではございますが、庁内調整を進めつつ関係者及び地域の皆様の声をお伺いしながら必要な機能や設備などの検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 近年、本市の保育に関する施策推進を見ていると、突然いきなりのような進め方をしておられ、唐突感を覚えることがよくあるのですが、行政内部だけで、会議室や机の上、机上で論じるのではなく、保育所整備や保育所の定員などを決める前にすべきことは、当事者の皆様の切実な思いと願いがこもった真の保育ニーズの把握に努めることであると申し上げておきます。

それと、保育所入所選考に落ちた証拠がなくても育休が取れる社会になるよう、育休制度をより多くの企業に徹底的に御理解していただけるよう努めてください。

続いて、エッセンシャルワーカーに対する支援策等についてですが、人手不足で対応できないとなれば、お困りになる人が膨大な職種の従事者、生活必須職従事者とも呼ばれているエッセンシャルワカ

ーがどんどん減っていますが、国がやるだろう、大阪府がやるだろうみたいな感じで手をこまねいて見ているのではなく、成り手不足解消や離職防止の策を本市独自でも講じるべきと強く申し上げ、この場ではその中でも福祉関連の事業者の皆様に対して、コロナ禍の際にはあれこれと支給や支援があったのですが、今はぶつつり途絶えちゃっていますが、例えば、暑さ対策、今年の夏も暑かった。もう尋常じゃない灼熱地獄のような中、移動するだけでも汗びっしょりで体力も消耗しながら必要なケアをする。そんな皆さんに対して、東京都では、訪問系介護サービス暑さ対策緊急支援事業を実施しておられます。

東京都内と同様に本市も訪問介護先に車で行けるところはほとんどありませんので、ぜひともお取り組みをいただきたい。また、家賃の補助や就学支援など、本市では保育士さんに対しては一部実施しておられますが、看護や介護の従事者にも対象を広げていただきたい。

それと、施設や在宅ケアの現場で一部の利用者様や御家族様による介護職員や看護師等への身体的暴力や精神的暴力、セクハラなどが少なからず発生しています。そのため、今般、大阪府が事業者や従業者向けの相談窓口設置や利用者様や御家族様に注意喚起を行うチラシを作成、配布しておられますが、本市ではどのような取組をしておられますでしょうか。お聞かせください。

なお、加えて申し上げれば、保育の現場においても同様の取組が必要だと思います。介護、看護に保育も加えた従業者の皆さんが安心して働くことができる環境をつくる本市独自の取組を進めていただきたい。前向きな御答弁を頂きたいと思います。

また、離職防止の取組としてワンストップサービスの相談窓口が必要だと思うことがよくあります。離職をされようとしているその背景には様々な理由があることが多く、それをおとどめするには背景にある問題を解決しなければなりませんので、これも前向きに検討いただき、御答弁ください。

あと、従業者の皆様に対する支援や補助金、加算などについてですが、例えば保育所のゼロ歳児や介護の現場でもほとんど寝たきりの要介護5の報酬単

価が高い。でも、本当に手がかかる、人手も必要なのは、介護現場の場合はよく動き回られる認知症の利用者さんだったりするので、国のいわゆるお金の出し方に違和感があり、疑問を唱えたいと思うことが多々あるのですが、本当に必要なところに行き届くように現場を見て分かっている、身近にいる寄り添うことができる吹田市が受入れや人材確保などの独自加算をしないとといったこともできないものかと思います。

また、給食など食事を提供する現場でのアレルギー対応など手間がかかることに対する加算や、ほかにも様々な独自加算等を実際に行っている自治体もあります。東京都なんかすごいですよね。大阪もやってもらいたいんですが。ほかの自治体ができることは吹田市でもできる。事業者の皆様のお声をお聞きして取り組んでいただきたい。

あと、面積要件について、人は座って半畳、寝て1畳と昔から言われておりますが、例えばゼロ歳児一人に3.3平米、約1坪が本当に必要なのでしょうか。ほかにも保育や留守家庭児童育成室ほか様々なことで面積要件がある、そんな国が定めている基準に疑義を唱えたいと思うことも多々ありなのですが、国が定めている以上、違反をするわけにもいきません。だから定員を増やせないという行き止まりのような状態になっているように思います。緩和できるところは緩和するとか、受入れ枠拡大に伴い必要な支援や補助など今よりもっと拡充する必要があると考えます。

なお、本市は人口が増えることはあっても減る要素はありません。目先のことだけではなく、先々のことも踏まえての判断を強く求め、御答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは児童部よりお答えいたします。

保育士確保は重要な課題と認識しており、業務負担を軽減し離職を防止することを目的として、保育士サポート給付金のほか、保育所等が保育補助者を雇用する経費や児童の登校園管理のシステム導入経費への助成など、施設のニーズに応じた取組を実施

しております。

また、ハラスメント対策として市での専用相談窓口は設置しておりませんが、保育士等エッセンシャルワーカーにとって重要な問題と捉え、今後、関係部局とも連携しながら、現場でのハラスメント防止対応の啓発について周知を図ってまいります。

市独自の補助等につきましては、年に複数回実施している市内保育士事業者との懇談会で得られた課題について、他の自治体の事例も参考としながら本市の抱える課題の解消に資する取組を研究してまいります。

保育所等の面積要件につきましては、国の基準を遵守することが義務づけられており、施設への主な運営費は国の定める公定価格に基づき保育士配置や児童の受入れ数に応じた給付費を交付いたしております。複数の事業者からは、定員の拡大には保育士の確保が必須であると同っておりますことから、引き続き課題解消に向けた取組の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 次に、福祉部よりお答えいたします。

熱中症対策につきましては、熱中症対策が義務化され、各事業所において取り組まれているものと認識しております。このような義務的経費の増加も踏まえた介護報酬の改定を国に要望してまいります。

次に、家賃補助等の支援や市独自の報酬単価設定の予定はございませんが、介護従事者の賃金を向上するためには、介護職員等処遇改善加算の取得が必要です。そのため、加算を取得できるよう、事業所に対し、加算取得につながるような研修や専門家による個別相談を行うなど職場環境の改善や職員の処遇改善の支援を行っております。

次に、介護現場におけるハラスメント対応といたしましては、介護現場でのハラスメント防止に係るリーフレットを作成し通知書に同封するなど、利用者やその家族に対し様々な機会を通じて周知を図っております。大阪府においても同様のリーフレットを作成しているため、介護従事者の方が利用者に対

する周知にも使用できるよう、活用促進に努めてまいります。

引き続き、介護の現場を含め、エッセンシャルワーカーへの支援方法についても検討してまいります。

また、介護従事者の離職防止の取組といたしましては、専門家による個別相談や研修を行い、働きやすい職場環境づくりの支援を行っております。

最後に、事業者は福祉の重要な担い手であると認識しており、その支援につながるよう国に対して抜本的な策を引き続き要望しつつ、事業所の意見をお伺いしながら、本市独自に有効な支援策についても検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 人材不足が限界点に達していると言っても過言ではありません。もっと現実を見て、かゆいところに手が届く必要な手だてを早急に講じることを強く求めておきます。

次に、医療や保育、教育などの現場で多国語や習慣などの対応をどのようにしているのかについて伺います。

厚労省のホームページに、医療の現場に必要な外国人向けの問診票のひな形のようなものや説明資料が掲載をされていますし、国立障害者リハビリテーションセンターのホームページには、発達障がいについて書かれた様々な外国語のパンフレットが掲載されているのですが、吹田市に在住、在勤の外国人の皆様や医療機関や保育・教育現場の皆様がこのようなものがあるということを案内などはしているのでしょうか。

また、本市独自で多国語対応を現在行っていることや本市の国際交流協会との連携や協力などができているのかなどについてもお聞かせください。

それと、例えばですが、ゼロ歳から成人を対象とした発達検査で現在よく用いられている新版K式発達検査やウィスクなどの発達検査の多国語版をネットで探したのですが見つかりませんでした。K式発達検査の内容は事細かく多岐にわたっているので、これを一目見て通訳することは難しいのではと思い

ますし、翻訳アプリで解読してみたのですがうまくいきませんでした。発達に関する相談対応などが必要な外国人の方がこの吹田市にはおられないということはあり得ないと思いますので、対応が必要かと考えますがいかがでしょうか。お答えください。

また、郷に入っては郷に従えというわけにはまいりませんので、保育や教育の現場において自国の文化や習慣などの対応はどのようにしておられるのでしょうか。当事者の皆様の御意見などはお聞きしておられるのでしょうか。お聞かせください。

ほかにも、この吹田市に在住、在勤の外国人の皆様にとって必要とされる他国や多国語対応がたくさんあるのではと思いますが、異国に来て心細くなったり、悩んだり、不安になったりするのは、病気のと看取し、御家族、特に育児、保育、教育などのお子様に関することだと思います。当事者の外国人の皆様や医療、保育、教育などの関係する各機関の皆様にご覧になればこういった情報が分かるといったホームページをつくるのか、そしてその周知なんかも必要だと思いますがいかがでしょうか。

○矢野伸一郎議長 児童部長。

○道場久明児童部長 まずは児童部よりお答えいたします。

公立の就学前施設におきましては、当該パンフレット等の案内はしておりますが、国際交流協会から依頼を受けた周知、案内媒体については、園内での掲示、保護者へ個別に配付するなどして情報共有に努めております。また、園現場では子供の健康状態の把握などで送迎時に保護者と接する機会が多くあり、外国にルーツがある保護者に対しては翻訳機を利用したり、通訳者を派遣してもらうなどし、相談対応をしております。

さらに、除去食、代替食などの提供体制を整え、生活場所の配慮などにつきましては、各園ごとに工夫を重ね、外国にルーツのある園児の自国文化や習慣に支障を来さぬよう取り組んでいるところでございます。私立園につきましては、園長会等により各種情報の周知を図ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 医療機関における外国人対応への市の取組状況について、保健所より御答弁申し上げます。

厚生労働省のホームページに掲載があります外国人向けの説明資料等につきましては、厚生労働省が開催する医療機関を対象とした研修等の場で案内をされているため、本市から案内は行っておりません。また、医療機関に対する多言語対応への市独自の取組はございませんが、医療機関が必要な場合には、大阪府が実施する大阪府24時間多言語遠隔医療通訳サービスを案内しております。

今後、外国人患者の対応に際し、有益となるような情報を本市ホームページの医療機関向けページにおいて発信できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 続きまして、学校教育部より御答弁申し上げます。

当該のパンフレット等の教育現場への案内につきましては、教育委員会からは行っておりません。外国にルーツのある児童、生徒の文化や習慣などの対応につきましては、外国にルーツのある児童、生徒の交流活動の場である日本語適応指導教室さくら広場におきまして、母国の文化や習慣に関する御意見を聞く機会を定期的に設けております。

今後は、公立小・中学校に限らず、当該児童、生徒、保護者、教育関係者に対しまして、学校生活に関わる困り感やニーズを解消できるような情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 子育て支援センター担当理事。

○北澤直子理事（子育て支援センター担当） 続きまして、子育て支援センター担当より御答弁申し上げます。

言語の違いにより、ちゅうちょすることなく安心して相談できるよう配慮していくことが重要であると認識しています。すこやか健診等で外国にルーツがある子供に発達相談を実施する場合は、英語を使用したり、通訳派遣を受けたりするなど対応を行っているところです。発達相談を含め、妊娠や出産、

子育てに係る情報について関係部局とも連携しながら、分かりやすい発信に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 続きまして、都市魅力部から御答弁申し上げます。

コミュニケーション支援の一環といたしまして、行政手続等に対する通訳の派遣を吹田市国際交流協会に委託しており、学校や保育園のほか、こども発達支援センターでも複数の実績がございます。発達相談におきましては、当事者に寄り添った通訳が求められますことから、同センターの職員を講師とした通訳者研修など吹田市国際交流協会と連携して実施しておるところでございます。

また、現在はホームページに、英語、中国語、韓国語、やさしい日本語で記した4種類の生活ガイドを掲載するとともに、外国籍の転入者に対しまして御覧いただくよう御案内しております。

引き続き生活に必要な情報につきましては、関係部局と連携し、充実に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 本市では多言語対応がスタンダードとなることを願い、通訳であったりとかそのような説明文書等、多国語化している対応、それがどこにあるのかといったことも含めて、もっと周知して広めていただきたい。

あと、医療機関や公立だけではなく、私立の学校園や民間の保育所などに対しても啓発や周知などの取組をお願いをしておきます。

あと、国際交流さんにお世話をおかけすることになると思うので、予算措置など市として行うべき必要な対策を講じてくださいますよう強く求め、質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 大阪維新の会の乾 詮です。個人質問を行います。

最初に、令和6年度一般会計決算見込みについて

お伺いします。

我が会派の代表質問での御答弁では、経常収支比率は101%、臨時財政対策債を除くと101.4%とのことでした。経常収支比率が101%とのことですが、総合計画で財政運営の基本方針として95%以下を目標に掲げておられますが、達成の見込みについていかがお考えかお尋ねします。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 当該指標につきましては、近年の経常経費の増加傾向を踏まえますと、今後、直ちに達成をすることは、厳しい状況にあると認識いたしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 経常収支比率は、毎年度95%以下を目指しているはずですが、目標達成は相当厳しい状況が明白となりました。

次に、令和6年度決算見込みにおける財政調整基金の繰入額は19億円、財政調整基金の令和6年度末残高は約129億円とのことですが、このことは非常にゆゆしき状況です。財政調整基金については、これまで本会議の質問や財政総務委員会での質問で予算における財源補填について、財政調整基金の過度な繰入は慎む旨、何度も指摘し、警鐘を鳴らしてきましたが、ついに危惧した状況に吹田市財政は陥ったと憂いでいます。

令和6年度における多額の財政調整基金の取崩しが、また決算見込みに見られる財政状況の悪化が、願わくば令和6年度限りの一過性のものであってほしいと思いますが、この結果は一過性のものですか。慢性化するおそれのある事態ですか。お答えください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 昨年度の財政需要といたしまして、物価高に伴う臨時の支援策、賃上げ動向を受けた物件費等の増、人事院勧告への対応や会計年度任用職員に係る勤勉手当支給開始等に伴う人件費の増、扶助費のいわゆる自然増、また第2子保育料無償化やシステム標準化等の取組に伴う関係経費

の増などがございました。

社会情勢等を踏まえて必要な施策を実施したことに伴い、歳入の伸びを歳出の増が上回り、やむを得ず財政調整基金繰入れ等による財源補填を行い、収支均衡を図ったものでございます。

今後でございますが、市税増収など歳入面での改善を見込む一方で、物価や賃金の上昇、扶助費の自然増、制度改正への対応など精査の上ではございますが、経常経費増への対応は引き続き必要でございます。収支状況が昨年度と同水準かどうか、まだ見極めが困難な段階ではございますが、一定程度厳しい状況は続くものと認識いたしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 やはり、令和6年度限りの一過性でないことが御答弁からよく分かりました。

財政調整基金の令和6年度末残高が約129億円、これまで本会議や委員会での質問に、行政経営部長は、財政調整基金繰入金の予算計上額につきましては、不測の事態への迅速な対応や安定した予算編成ができるよう、基金残高の2分の1程度までを目安として運用してまいりたいと考えておりますと答え答えておられました。

今回提案の議案第83号 一般会計補正予算（第2号）の財政調整基金の繰入を加えると当初予算の繰入額の累計が財政調整基金の残高に占める割合はどのようになっていますか。お答えください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 今年度の当初予算から補正予算（第2号）までの財政調整基金繰入額の累計は約85.1億円で、前年度末残高約129.3億円の約65.8%に当たる金額でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 財政調整基金をおおむね3分の2取り崩している厳しい財政運営です。

次に、財政調整基金の残高の2分の1の繰入で当初予算を組むとすれば、約129億円の基金残高か

らすると、令和8年度の当初予算を計上する段階では、財政調整基金による財源補填は65億円程度がめんど考えますがいかがでしょうか。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 令和8年度当初予算編成につきましては、今後、事業費等の査定によって一般財源の所要額を精査するとともに、市税等の歳入見込みの精度を上げる中で、財政調整基金繰入の必要額を見極め、収支均衡を図ってまいります。

その上限となる繰入可能額につきましては、今後、今年度の決算を見通す中で残高の推移を踏まえ、判断してまいります。推移の起点となる前年度末残高の2分の1相当額としてはお示しのとおり約65億円でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 議員 現状では、65億円程度を繰入れの限度としなければ、財政運営は厳しさを増すでしょう。これまで年度最終の補正予算において財政調整基金の繰入額を減額し、基金の予算残高を80億円以上とすることで、予算上は次年度当初予算に80億円規模の財政調整基金繰入を可能としてきているのが現状です。

令和8年度当初予算編成時の財政調整基金残高を80億円以上とすることは、間違いなく可能だと言い切れるでしょうか。現時点での御所見をお伺いします。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 現在の財政調整基金の残高及び予算上の繰入額等を踏まえますと、来年度当初予算編成時点における繰入可能額といたしましては、今年度当初予算における繰入額の82.3億円を下回る可能性を視野に入れてございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 議員 令和7年度並みの予算編成は厳しいと理解しました。収支構造の改善に向け、全庁挙げての取組を行われることを要望します。

令和7年2月定例会の一般会計補正予算（第8号）では、財政調整基金の繰入金の減額補正で25億3,779万4,000円減額しています。現在の財政調整基金は、令和6年度と同様の基金繰入の状況であり、そこから推測すると、令和7年度予算の最終補正予算で財政調整基金の繰入戻しはせいぜいよくて、戻せて30億円程度かと思います。

今定例会に提案の一般会計補正予算の財政調整基金繰入金を加味すると、財政調整基金の残高は約44億円で、最終補正で仮に30億円戻ったとしても、令和8年度当初予算に計上できる財政調整基金繰入金は74億円が限界です。果たして次年度予算を組むことができるのでしょうか。令和8年度予算編成方針において、どのような取組を実施し、予算に反映しようとしているのか、前年度と比べてどのように対策を練っているのかお示しください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 来年度の当初予算編成に当たりましては、まず、近年の経常経費の増加傾向を踏まえた運用といたしまして、従来の枠配分予算の金額をベースに物価上昇やいわゆる自然増などの増見込みを加味した金額を上限として示しております。各部局の上限額を目安とした積算となりますよう、各部部内マネジメントの下、精査を進めているところでございます。

試行的ではございますが、限られた財源を有効活用し、収支均衡をしっかりと見極めながら、最適な予算編成に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 議員 以前、財政総務委員会で、不測の事態への迅速な対応に備えて必要な財政調整基金の残高は幾らですかとお聞きしたところ、企画財政室の御答弁では、第4次総合基本計画改訂版の中での積算上、標準財政規模の5%、現状であれば約40億円程度、40億円超ということで考えております、とのことでした。

既に、令和7年度当初予算及び補正予算において、約85億円の繰入れを行っている状況では、ざっとで

すが、基金残高129億円から85億円を減すると残高は44億円で、標準財政規模約850億円の5%は約43億円です。そこからはかつかつ、ぎりぎりの状況が見てとれます。

さらに、令和7年度の今後補正でさらに財政調整基金を繰り入れる事態も考えられます。果たして不測の事態への備えができるのか、このような財政調整基金の現状についてどのようにお考えかお答えください。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 財政調整基金につきましては、想定外の支出の増加や税収の減少などによる年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、物価高対策をはじめとする財政需要に対応する中で収支均衡を図るため、繰入れを行ったものでございます。

現状におきましても、不測の事態への対応は一定程度可能ではあるものの、余裕のある状態ではないことから、残高確保に向けた努力は必要との認識でございします。収支均衡を図る努力の積み重ねを通じた黒字化によって決算剰余金を積み上げ、残高回復を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 それではお聞きします。財政調整基金の必要予算残高は、今9月補正予算が限界であり、11月定例会に財政調整基金を財源とした補正予算の計上は控える必要があるとお考えでしょうか。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 補正予算の計上につきましては、法改正や緊急を要するやむを得ないものに限ることを前提としておりまして、今後とも必要に応じて適切に判断してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 緊急性のない予算計上は控えられると理解しました。当初予算の編成において、財政調整基金や臨時財政対策債により85億円超の財源

補填を行う最近の財政運営は、本市が財政非常事態宣言を発した平成23年度の当初予算と比べても財源補填を必要とすることについては、傾向が同様です。これは、既に赤字体質に陥っていると考えます。非常事態宣言に相当する財政状況と思います。

令和6年度決算や令和7年度予算の状況が、なお一層悪いと思われるのは、近年は市税収入等の一般財源が増収を重ねる中での赤字を生じさせているという現実です。財政非常事態宣言を発した当時の背景として、社会経済情勢の急速な変化により、本市財政は景気低迷の影響から、市税収入などの一般財源が大幅に減収するなどの非常に厳しい状況にあったということとは大きく状況が違います。

令和6年度決算や令和7年度当初予算において、多額の財源補填を強いられる現状が、財政非常事態宣言を発した際の本市の財政状況と比較してどこに違いがあるのか、また現状は財政非常事態に相当するのかしないのか。また、相当しないというのならば、その根拠をお示しください。担当副市長に答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

財政非常事態宣言当時との状況比較といたしまして、財政調整基金繰入及び臨時財政対策債による財源補填の状況を見ますと、当初予算ベースでは、平成23年度は予算総額約1,103億円のうち財源補填が85億円、令和7年度は予算総額約1,804億円のうち財源補填が約82億円。

次に、決算ベースでは平成22年度は歳出総額約1,083億円のうち財源補填が40億円、令和6年度の見込みでは、歳出総額約1,785億円のうち財源補填が22億円でございます。

昨年度決算、今年度当初予算ともに、市税等の歳入は堅調な伸びがありつつ、物価高を受けての臨時の支援策をはじめとする様々な財政需要の増に対応する必要があるため、財政調整基金繰入等も行うことで収支均衡を図っている状況でございます。

自治体における財政非常事態につきましては、統一的な定義はなく、首長が宣言を判断する基準も一

様ではございませんが、本市の平成23年の宣言で申し上げますと、財政規模に比して相当多額の財源補填を要していたこと、これが主な観点であったものと認識をいたしております。現在とは状況が異なるとの認識でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 財政調整基金繰入等の財源補填は、想定外の支出への対応や市民生活に必要な取組を実施する上では、一定やむを得ないものと考えております。担当からの答弁のとおり、非常事態と言われるような状況には至っていないと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 それでは、令和6年度の決算における財政状況の悪化についてどのように認識しておられるのか、また財政状況改善に向けてどのように対処していくお考えか、両副市長の御見解をお伺いします。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは行政経営部から御答弁を申し上げます。

令和6年度につきまして、歳入においては、いわゆる一般財源が堅調に増加しているものの、それを上回る歳出の伸びがございました。物件費、人件費、扶助費など経常経費の増加が顕著であったことに加え、物価高騰対策等の必要な施策に一般財源を投じてきた結果であると捉えております。

厳しい状況にあることは認識をしており、改善に向けては、当初予算編成段階からの手だてが必要であることから、事業や取組を精査し、優先性を十分に検討しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 次に、都市計画部から御答弁申し上げます。

普通建設事業費の決算額につきましては、建設資材物価や労務単価の上昇に加え、様々な大型事業の実施が重なったことなどにより前年度から大幅に増

加しておりますが、国庫支出金、市債及び基金繰入金等の特定財源の活用により、一般財源による負担額は減少しております。

また、事業費の財源として、多額の市債を発行しておりますが、総合計画における市債残高に係る指標は、目標値の範囲内に抑制しております。将来に過度な負担を残すことがないように、引き続き市債残高を適切に管理しつつ、計画的な事業推進に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 担当部長からの答弁のとおり、まちづくり施策に係る事業費は、国庫支出金をしっかりと獲得し、市債及び繰入金等の特定財源の活用により、一般財源への負担額というのは減少しております。

今後とも、新たなまちづくりや公共施設の老朽化対策に向け、将来に向けた必要な投資を着実に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 令和6年度においては、厳しい財政状況であることは認識をいたしております。財政健全化は、市民サービスを維持しながら段階的に取り組んでいく必要がございますことから、まずは来年度当初予算編成において予算編成方針の趣旨の通り、収支改善に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 財政状況悪化について危機感をお持ちかどうか両副市長にお尋ねします。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは担当から御答弁を申し上げます。

令和6年度の厳しかった状況ということを踏まえつつ、令和7年度以降、必要な財政需要には対応しながらになりますけれども、事業の優先順位の整理、事業費の精査を行いまして、限られた財源の有効活

用に努め、持続可能な財政運営に努めてまいりたい、
このように考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 都市計画部からも御答弁申
し上げます。

今後も、引き続き市民生活を支える公共施設やイン
フラ施設への老朽化対応をはじめ様々な施設整備
が見込まれますが、事業の必要性や事業費の精査、
特定財源の確保はもちろんのこと、市債発行による
将来負担も適切に管理しつつ、持続可能な財政運営
に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 ここ数年、確かにまちづくり施策
の事業費ですよね、事業費は置いております。ただ、
担当部長からありましたように、一定程度、起債額
の増がありますけども、これが財政に非常に悪化し
ているというふうに私は考えてございません。です
から、引き続き必要なまちづくり施策に取り組んで
まいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 ただいま担当部長から答弁させて
いただきましたけど、私も財政健全化にはしっかり
取り組んでいく必要があるとは認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 危機感があるかどうかとお聞き
しました。改めてお尋ねします。危機感をお持ちで
しょうか。いかがでしょう。

○矢野伸一郎議長 辰谷副市長。

○辰谷義明副市長 危機感という言葉に対して、どう
と・・・ありますが、確かに危機感という意味では、
備えることは必要でありますけども、そういう意味
では持っておりません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 財政非常事態宣言とまで認識はし

ておりませんので、危機感というよりも、このまま
はいけないという思いだけでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 次に、令和7年度の市税収入の
見込みについてお伺いします。

市税収入は、令和6年度の定額減税による減収額
を地方特例交付金による手当を反映すると右肩上が
りで増収を続けています。今年度においては、過去
最大の市税収入が見込まれると考えますが、現在の
見込額は幾らになるのか、対前年比でどれだけ増収
となる見込みか教えてください。

○矢野伸一郎議長 税務部長。

○中村大介税務部長 市税収入につきましては、国の
動向だけでなく納税義務者数や賃金上昇のほか、株
式の譲渡所得といった一時的な収入など様々な要因
が影響するものであり、令和7年度（2025年度）に
おきましては、現時点で約764億円、対前年度比で
約46億円の増収を見込んでおります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 次に、普通地方交付税について
お尋ねします。

今年度の交付税の算定結果は幾らになりましたで
しょうか。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 本年7月29日に決定され
ました本市の普通交付税の金額は、約34.7億円でござ
います。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 今年度の普通交付税算定額は34
億7,000万円とのことです。令和7年度の普通交付
税不交付団体は85団体で、住民税の増収や企業業績
の好調などを理由に不交付団体数が昨年度より2団
体増加しています。

ちなみに、交付団体が不交付団体かどちらかに触

れるかの振れ幅は30億円くらいとされています。
事実、令和6年度に約27億円の普通交付税の交付を受けていた宇都宮市は、令和7年度に普通交付税不交付団体となっています。

今の本市の財政状況では、頼みの綱である普通交付税が不交付となると、臨時財政対策債の償還は自前の財源で手当することになり、目も当てられません。本市の市税収入の好調な増収傾向からすると、近い将来に普通交付税が不交付になる可能性は大と見込みますがいかがでしょうか。御所見をお伺いします。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 本市の普通交付税の算定状況でございますが、基準財政収入額は、御指摘のとおり市税の増収に伴い、おおむね増加傾向にある一方で、基準財政需要額につきましても、人口増加に伴う増額に加え、昨年度からは個別算定経費におけるこども子育て費の創設などに伴い、増額が続いております。

人口推計や算定項目などを踏まえた現時点での見込みではございますが、基準財政収入額が基準財政需要額を上回る状況、すなわち不交付団体となる可能性は、当面低いものと考えてございます。今後とも、国の地方財政計画等の動向を注視し、交付税歳入を適切に見込めますよう、留意してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 次に、財政運営基本条例についてお伺いします。

財政の規律をしっかりと保つことを目的とする財政運営基本条例制定について以前お尋ねしたところ、企画財政室の答弁では、総合計画の中で、財政運営の指標として議会の議決を得るということで条例がなくとも財政運営の指標について明確にしておけば、事足りると答えておられました。

財政運営の指標は、総合計画で議決を持ってやる以上は、指標の達成見込みについて十分に納得のいく説明をしていただく必要があると思っています。計画はあくまでも予定であって、達成できることもで

きないことも当然あり得るというような言い逃れな答弁で済まされるはずはないと思います。総合計画の議決の重みをしっかりと受け止めていただきたいと思います。この点についていかがお考えでしょうか。総合計画の重みについて、また目標達成に程遠い現状についてどのようにお考えか。

さらに、未達成時の市の責任について、誰がどのように責任をお取りになるのか、担当副市長にお伺いします。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

総合計画における財政運営に関わる指標の状況につきましては、総合計画取りまとめ所管部といたしましても重く受け止めております。

背景や要因、今後につきましては、これまでの御答弁で申し上げたとおり、物価高対応、賃金水準の上昇、子育て支援策の充実など社会情勢や市民ニーズに応じた財政需要に対応してきた中で、現時点では指標達成が困難となっているものでございます。

厳しい状況下ではございますが、持続可能な財政基盤確保に係る責任を果たしてまいりますため、改善に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 これまで本市として必要な取組を積極的に推進してきたことに加え、物価高騰対策など臨時的な対応もあったことから、やむを得ない予算措置により必要な財政出動をしてきた結果として、財政調整基金の減などに至っているものでございます。

自治体の責任として、こうした厳しい状況が長期化しないよう責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 明確な御答弁がありませんので、再度お伺いします。

目標未達成時の市の責任について、誰がどのよう

に責任をお取りになるのですか。副市長にお尋ねします。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

総合計画は、本市における最上位の計画であり、その目標達成に向けた努力は極めて重要と認識をいたしております。今後の目標達成に向けた改善に、担当部としても全力を尽くし、持続可能な財政基盤確立に係る責任を果たしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 総合計画についての目標というのは財政指標だけではなく、あらゆる分野の指標がございます。これについては努力目標ではございますけれど、その達成に向けて全力で取り組んでいく覚悟でございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 誰が責任を取るのか、無責任に感じられました。私の考えは、財政の規律をしっかり保つ財政運営基本条例をつくっていただきたいというものです。財政運営基本条例は、どのような考えでどのような方が市長になっても、健全で規律ある持続可能な財政運営の確保を図ることを目的とするものです。

改めて財政運営基本条例の制定を求めますが、いかがでしょうか。市長にお考えをお伺いします。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

本市におきましては、この間、社会情勢や市民ニーズに応じて様々な新規あるいは臨時の取組を実施するとともに、コロナ対策を含め、中核市としての役割を果たし、また将来に向けた投資にも力を入れてまいりました。こうしたことの積み重ねが、都市魅力の向上につながる中、市政に対する市民満足度が向上し、現在も人口増加が続いてございます。

こうした状況にあります市政を支える財政の運営におきましては、迅速性や柔軟性が必要であり、財政に関わる事項の条例化は現時点では考えてございません。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま担当から御答弁申し上げたとおりです。

重ねて申し上げますが、法条例等に基づいた規律ある財政運営という考え方は、一方で財政運営の硬直化を招く危険性をはらんでおります。ただいま、フレキシブルという言葉もありましたが、一定の規律の下で柔軟性を持って市民ニーズに応じていくサービスを展開していく。これは、これまでも続けてきたことでございます。社会状況の変化に適時対応する責任を果たしてまいります。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 部長答弁では、財政運営は迅速性や柔軟性が必要で条例化を考えていないとのことなんです。

では、なぜ大阪府や箕面市など条例を制定しているのでしょうか。やはり、財政運営に当たっては、財政規律が必要とのことではないのでしょうか。条例を制定しないのであれば、財政規律はどのように保つのか、具体的な手法をお示しください。再度、市長にお尋ねします。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

自治体それぞれの規律ということの御判断はあるものかと存じます。本市の行政経営という観点で申しますと、情勢やニーズに応じた財政需要への的確な対応という課題、一方で、事業や取組の精査による経費抑制という課題、両面の課題がございまして、私どもはその均衡を図る立場に立ってございます。

年度ごとに異なる状況に柔軟に対応し、バランスを見極めながら対応する必要がございますが、当面は、総合計画の指標を含め厳しい状況にある中、二

つ目に申し上げた課題に注力せねばならないということも強く認識はいたしております。

今年度、来年度と両面の課題にそれぞれしっかり向き合う中で、必要に応じて財政調整基金活用も検討しつつ、事業や取組の精査、これによる経常経費の抑制、ここに最大限の努力を重ねまして収支改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 財政規律論に基づいての御意見、御提案を展開していただいています。

数多く多様な市民サービスを展開すべきとの御意見を今議会でも多くの議員の皆さんから頂いております。それを可能な限り実現するのが行政政策上の重要な役割と考えております。財政運営上の問題は、その制約条件の一つではあるものの、極めて危機的状況に陥っているケースではない限り、その健全化そのものを目的とするものではございません。そういう意味で、規律的な財政運営をしなければならないと考える自治体はあろうかと思いますが、本市はそれには当たらないと考えております。

それにより、市民サービスをどうあるべきか、収入に合わせて、今度は支出をどう組むか、財政の均衡を図るかということにつきましては、まさに議会とともに、市民とともに、この吹田市全体の運営を考えること。そのように考えておりまして、議会の御判断を尊重していきたいと思っております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 市民サービスと財政規律、これは両面で取り組む必要があると考えます。

次に、令和7年度の人事院勧告がこの夏に公表されました。昨年に続いて給与もボーナスも増額改定となっています。今年度の人事院勧告による一般職の person 費の増加見込額を概算で結構ですのでお答えください。

また、特別職及び議員の令和5年の報酬審議会の答申と今回の人事院勧告を踏まえた場合の person 費の

増加額をお示しください。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 今年度の人事院勧告による一般職の令和7年度の person 費の増加見込額は、会計年度任用職員も含め約10億5,000万円を見込んでおります。

また、令和5年度吹田市特別職報酬等審議会の答申による改定及び今年度の人事院勧告を実施した場合の特別職及び市議会議員の令和7年度の給与等の増加見込額は、約1,000万円を見込んでおります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 person 費の増加は今年度に限らず、令和8年度からは地域手当が16%へ増額されるなど、さらなる負担の増加が見込まれます。年々増加する person 費について、何がしかの対応に迫られる時期が来たのではないかと思います。

令和6年度の人事院勧告並びに特別職の報酬審議会の答申を反映させての報酬増額改定に関する条例提案に我が会派が修正案を提案し、報酬増額を止めていなければ、令和6年度の決算はさらに悪い結果となっていました。我が会派は、身を切る改革を掲げ、議員報酬の2割カットを提唱しています。財政状況が芳しくない現状からすると、今回の人事院勧告に伴う特別職の報酬改定には否定的な立場です。経常収支比率が101%に悪化し、財政調整基金の残高も目標から大きく遠のき、実質単年度収支は19億3,833万3,000円の多額の赤字を出すという本市の財政が非常に苦しい傾向にある今だからこそ、議員報酬の削減を訴えていかなければならないと考えています。

市長は現下の厳しい財政状況にあっても、次期定例会に市長をはじめとする特別職の報酬改定を提案するおつもりなのかお考えをお聞かせください。担当部長の答弁は要りません。市長自らの言葉での御答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

人事院勧告に伴う給与改定につきましては、現在検討中でございますが、特別職の給料は、吹田市特別職報酬等審議会の答申を踏まえること、期末手当や人事院勧告に基づく一般職の取扱いに準ずることを基本としつつ、適切に判断してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま様々な報酬の削減、報酬カットという御提案、それから、実施されている状況を御説明いただきました。

本市としましては、これまでのとおり人事院勧告や特別職報酬等審議会の答申を受け、社会状況に応じた実効性のある適切な判断をしております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 後藤市長の任期は1年と半年余りとなりました。市長の今任期中に財政状況を改善し、総合計画の財政指標を達成すると宣言いただきたいと思います。市長の御答弁を求めます。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 会計年度単位で行政経営をしておりません。中・長期も考えた上で、健全な財政状況の下で今の市民サービス、市民をお支えをするという責任を果たしてまいります。

○矢野伸一郎議長 32番 乾議員。

（32番乾議員登壇）

○32番 乾 詮議員 財政状況が健全であっての市民サービスの継続ができるものと考えます。やはり、市長にはその両面をもって取り組んでいただいて市民サービスを低下させることなく財政運営をしていただきたいと思います。しております。

令和6年度の決算につきましては、今後の決算委員会につきましてしっかりと審査し、追求してまいりたいと考えております。

以上で質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 22番 柿原議員。

（22番柿原議員登壇）

○22番 柿原真生議員 日本共産党の柿原真生でございます。質問させていただきます。

千里ニュータウンのまちづくりについて。

佐竹台4丁目のNTT社宅跡地において、シニア向け分譲マンション中楽坊の建設計画が明らかになりました。地上10階、132戸、容積率199.5%の吹田市佐竹台計画です。南千里5地区の連合自治会長の連名で、市長宛て千里ニュータウンのまちづくり指針、以下「まちづくり指針」と言います、を守るよう指導してほしいとの要望書も出されております。千里ニュータウンのまちづくり指針にある容積率150%を超えているためです。

2004年に千里ニュータウンのまちづくり指針が策定され、千里ニュータウンの区域で共同住宅の開発を行う場合、この指針を基にまちづくりが行われてきました。同僚議員への答弁では、この指針ができて以降、チェックリストの提出は約160件で、適合しなかったのは1件だけだったとのこと。

まちづくり指針策定後の団地建て替えにおいては、面積の多くを占める公営住宅の事業主の役割も大きく、大阪府は府営住宅の余剰地売却に当たっては、まちづくり指針を守ることを条件とし、さらにあるところでは、中高層地域での戸建て住宅開発など吹田市のまちづくりに全面的に協力してきたことは評価ができると思います。

遡れば、千里ニュータウンが大阪府企業局により開発されて以降、緑豊かでゆとりある住宅都市として豊中市域も含めて人口13万人にまで発展をしました。2000年代に入り、建物の老朽化やバリアフリー化などの対応が求められ、住宅設備等が時代に合わないといったハード面の課題と併せ、住人の高齢化率が高まり、人口も減少するなどのソフト面も課題として再生に向けた取組が始まりました。

これまで100人委員会の設置、その報告を受けた2003年のニュータウン再生ビジョン、千里ニュータウン再生在り方検討委員会の設置と、その提言を受けた2007年の千里ニュータウンの再生指針など、千里ニュータウンの在り方については、残したいまちの姿を市民の参画も得て、時間をかけて明文化してきました。戸建て住宅においても、個人宅であるに

もかわらず、開発当初、大阪府が緑多く配置する生け垣の設置を誘導するなど住民も協力して緑を配置し、調和の取れたまちの景観をつくる努力をしてきました。

開発事業者もその一員ではないのでしょうか。事業採算性の観点から指針を守る気がないなら、ほかの場所で建設をすればよいと思います。千里ニュータウンのブランド力のいいとこ取りとなるような今回の開発、いかがなものかと思います。千里ニュータウンで住宅開発をする以上は、まちづくりの理念に共感していただきたいと思いますが、非常に残念です。今回の指針破りの開発計画を認めることはできません。吹田市としてもその意志をお持ちだと思いますが、今後もこの千里ニュータウンの住環境を守り、魅力のあるまちとして発展させるということについて、理事者並びに市長の考えをお聞かせください。

次に、市民課業務の委託についてお伺いします。

先日、ある敬老会で、市長は挨拶の中で、市役所の仕事で委託したらあかんの市民課と国保の窓口なんですよ。行政経営とか財政はAIでいいといったような趣旨の御挨拶をされていたそうです。

しかしながら、12月から着々と民間に委託される。こういう準備をされている。市民課業務の受託事業者が7月に決まったとお聞きしております。雇い止め対象の会計年度任用職員は12人いると言われておりましたが、他部署で任用されることになれば、経験加算がリセットされ、月額1万1,000円の減額見込みと答弁されていました。そのため関係部との調整に努めると言われていましたが、調整はできているのでしょうか。経過も含めてお答えください。

また、受託事業者で雇用される場合の労働条件はどうなっているのか市は把握しているのでしょうか。その方々の労働条件が下がることはないのでしょうか。そのことについて市の責任をどのように捉えているのかお答えください。

次に、男女共同参画センターの大規模修繕について伺います。

建築後40年近くが経過し、老朽化対応や今日的に必要な設備、機能を入れるとして、授乳室や専用相

談室を新設するとともに、車椅子用トイレについては、大阪府福祉のまちづくり条例の基準に適合するように広げるとのことです。教育センターとして以前使用していたスペースには、人権政策室と資産経営室が移転する予定です。

現在利用している利用者、グループは、大規模修繕の期間、施設を利用できなくなり、現在利用している部屋がどうなるかなどについて、市は説明会を開いていないようですが、なぜでしょうか。ホームページで意見を募集したようですが、今からでも対面できちんと説明し、意見を聞き、反映できるものは反映する必要があるのではないのでしょうか。お答えください。

バリアフリー対応について。

駐車場の区画が狭いため、広げる予定と聞いております。新設する車椅子用の駐車区画については、屋根を設置する必要があるのではないのでしょうか。車椅子ユーザーも施設を利用されているとのことであり、あの坂を車椅子で自走するのは危険だし、ほぼ不可能だと思います。車利用が想定をされています。現在は改修、修繕の設計段階であり、新たに建築確認を取る必要があるとのことですが、不可能なのではないのでしょうか。不可能ならば後づけができるのかお答えください。

今回は、老朽化対応や必要最低限の修繕とおっしゃるようですが、今できる限りのことをやっておくべきではないのでしょうか。次に大規模修繕、あるいは建て替えをしたら、数十年先になるからです。

例えば、現在のセンター、個々の部屋の独立性が高いと思いますけれども、過去視察した他市のセンターでは調理室がもっと開放的で、どんな活動をしているかなどが外から見えていました。センターの事業の一つに、市民の活動及び交流の支援とありますが、利用者間の交流に資するような開放的なレイアウトに、この際アップデートすることを提案いたします。御所見をお聞かせください。

その他として2点お伺いします。

まず、SNS上に見られる外国人優遇の事実と異なっていると思われるような言説、あるいはデマが

流布していることについてお答えください。

生活保護の適用について。生活保護の受給者の3分の1は外国人という言説、実際の割合はどうでしょうか。日本人よりも外国人のほうが生活保護を受けやすいのでしょうか。それから、外国人の生活保護適用は憲法違反なのではないでしょうか。お答えください。

国民健康保険について。外国籍の加入者の割合、滞納の割合、医療費支出の割合はどうなっているのでしょうか。短期間の滞在で国保に加入でき、高額療養費を利用しているということについて、という言説について。

国保に加入するには、住民登録があることが前提だと思いますが、短期間の滞在では住民登録は無理ではないのでしょうか。通常何か月以上の在留資格をもって住民登録されているのでしょうか。

以上、吹田市の現状や制度の適用について答弁を求めます。

総合的に市長にお聞きします。

市の事務において、外国人優遇という実態はあるのかどうか、また今述べたような事実と反する言説により分断を招かないように、事実をしっかりと発信してほしいと思います。

一方で、外国人が優遇されていると感じる背景には、例えば大学の学費が高く、長期に及ぶ奨学金返済がのしかかっていたり、生活保護適用のハードルが非常に厳しかったり、国保料が高いという現実があり、長く続く物価高の下で自分たちの生活の困難を政治は放置しているというふうに感じる一定の根拠もあります。住民の福祉の増進を図るという自治体としての使命を積極的に果たすことが求められているのではないのでしょうか。

以上、2点、市長の答弁を求めます。

次に、片山町の東西道路について伺います。

今年度の当初予算では、現在歩行者と自転車のみ通行可能な市道朝日が丘町12号線を拡幅し、東西に車の相互通行可能な道路を整備するための土地購入費が計上され可決をしました。片山坂と接する部分に新たな交差点ができることとなりますが、現時点では警察から新たな信号を設置するという回答は得られていないとのこと。地元住民は早く市民病

院跡地を売却して、まちづくりを進めてほしいと願っているにもかかわらず、令和5年の春から市民病院跡地の売却についてはストップがかかった状態であり、このままでは3年も待たされるというような状況になります。警察の回答がいつになるのか、今年度中に回答がない場合は、いつまで待つのかお答えください。

また、信号機を設置する場合には、片山坂に右折レーンを新たに設置することになりますが、そのためには車道を拡幅しないとできません。具体的にどうするのかお答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 都市計画部長。

○清水康司都市計画部長 都市計画部に頂きました数点の御質問のうち、千里ニュータウンのまちづくり指針につきまして、まずは担当から御答弁申し上げます。

指針は、住民、事業者、行政が共につくり上げたルールであり、協同で取り組んできた結果、良好な住環境が保全されてきたということは言うまでもございません。その指針は、当然遵守していくべきものであり、今後とも行政、住民の思いとして事業者はもとより大規模な土地所有者へ働きかけを行い、地域との連携を密に図り、千里ニュータウンにふさわしい良好な住環境の保全に努めてまいります。

次に、東西道路に関する御質問のうち、警察協議につきましては、信号機を設置するための協議を重ねており、現在、協議した内容について庁内関係部署と協議調整を図っているところです。引き続き、協議を重ね、速やかに信号設置の回答が得られるよう取り組んでまいります。

続いて、片山坂に右折レーンを新たに設置することにつきましては、片山坂新設交差点内には既存のバス停があり、移設が必要となることから、当該バス停の停車帯を活用することで、右折に必要な幅員を確保する予定です。

なお、当該バス停の移設先については、阪急バス株式会社と協議中です。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 市民部長。

○**大山達也市民部長** 続きまして、市民部に頂きました数点の御質問に御答弁申し上げます。

まず、市民課業務の委託についてでございますが、業務の委託に伴い、会計年度任用職員が他部署に任用される場合の経験加算につきましては、本年4月以降に関係部局と調整し、市民部内で市民課での経験が生かせる業務に従事する場合は、特例的に経験加算を継続できるように進めているところです。

次に、市民課で従事している会計年度任用職員が、受託事業者に雇用される場合の労働条件につきましては、本人の希望や勤務状況により、現在の労働条件よりも勤務日数や労働時間が増減することが想定されますが、具体的には把握しておりません。

今後の対応といたしましては、既に他部署に移られた方もおられますが、12月以降の勤務について決めかねている方につきまして、継続して新たな運用先の紹介に努めてまいります。

続きまして、男女共同参画センター大規模改修についてでございますが、まず利用者向けの説明会は、スケジュールや工事内容が整理された段階で、年内を目安に具体的な休館日の御案内と併せて実施してまいります。

次に、車椅子用駐車区画には、雨天時の安全な乗降を考慮いたしますと、屋根の設置が望ましいと認識しております。予算面や技術面での調整が必要であることから、実施の時期やその可能性を含め、改めて関係部局の意見を踏まえて検討してまいります。

次に、施設のアップデートにつきましては、エントランスを刷新し、利用者同士の交流につながる開放的な空間を創出する予定です。

最後に、国民健康保険加入に係る外国人の住民登録につきましては、3か月を超えて日本に滞在される方が対象となり、住民登録される方の在留の理由により異なりますが、在留期間が月単位であることから、最短の期間は4か月となります。

以上でございます。

○**矢野伸一郎議長** 福祉部長。

○**梅森徳晃福祉部長** 続きまして、SNS上に見られる外国人優遇の言説に関し、福祉部に頂いた数点の御質問にお答えいたします。

まず、世帯主が外国人である生活保護受給世帯の割合は、本市では本年3月時点で約3.3%でございます。

次に、日本人よりも外国人のほうが生活保護を受けやすいかにつきましては、国通知において、生活に困窮する外国人に対する生活保護は、一般国民に対する生活保護の決定、実施の取扱いに準じた手続によることとされており、外国人のほうが生活保護を受けやすいものではございません。

最後に、外国人に生活保護を適用することが憲法違反かにつきましては、最高裁判所は、外国人は生活保護法が保護を対象とする国民に含まれないが、行政庁の通達等に基づく行政措置により、事実上の保護の対象となり得ると判示しており、憲法違反ではないと認識しております。

以上でございます。

○**矢野伸一郎議長** 健康医療部長。

○**岡松道哉健康医療部長** 続きまして、国民健康保険に関する御質問について、健康医療部より御答弁申し上げます。

まず、令和7年（2025年）4月1日時点の国民健康保険加入者に占める外国籍の方の割合につきましては、5.3%でございます。滞納額及び医療費支出額における外国籍の方の割合につきましては、国民健康保険システム上、算出が困難であり、把握しておりません。

以上でございます。

○**矢野伸一郎議長** 市長。

（市長登壇）

○**後藤圭二市長** 2点御質問、頂きました。

初めに、千里ニュータウンのまちづくりにつきまして、今のニュータウンの多くの市民に愛されている豊かな住環境を守り育む、その責任を部長答弁のとおり、しっかりと果たしてまいります。

次に、本市においても近年、外国人の流入による本格的な国際化が始まっているというのを感じますが、本市の行政手続におきまして外国人が優遇されるという実態はございません。

御質問の問題の背景には、御指摘のとおり経済的な問題が大きく存在することを感じます。我が国が

大切に取り組んできた多文化共生の流れを変えないためにも、今後ますます福祉という社会基盤を安定させる政治が必要であり、自治体としてもその重要性を感じるところでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 22番 柿原議員。

（22番柿原議員登壇）

○22番 柿原真生議員 2回目の質問をさせていただきます。

国民健康保険について外国籍の方の滞納額や医療費支出割合については、システム上算出困難で把握していないとの答弁でしたが、担当部の方ですね、2月定例会において、同僚議員への答弁では、正確には把握していないが、外国人の滞納率が日本人と比べて高い傾向と答弁されています。その根拠は何なのでしょう。お答えください。把握できないのか、できるのかお答えください。

次に、市民課委託に関わって、会計年度任用職員が他部署で任用された場合の経験加算がリセットされる現状については、やはり課題があると考えます。今回、市民部内での移動の場合はリセットされないとのことですが、常勤の職員と同様にリセットしない扱いとするのが妥当。これは、市民課以外でもですけども、昇給は一定の年数で上限に到達するということや常勤職員でも他部署に異動すれば一から他の職員に業務を教えてもらうということになって、全てとは言わないけれどもリセットされる状況にあります。吹田市全体でこの問題については検討されるよう求めます。

それから、シニア向け分譲マンション中楽坊の開発計画については、市長も責任を果たしていきたいという御答弁ありました。地域住民は建設反対ではありません。まちづくり指針を守ってほしいだけです。このまちづくり指針を守ったとて、ニュータウン開発時の景観は既に大きく変わって、ゆとりある住宅や緑の配置というのは大分減ってきております。せめて指針は守ってほしい。こういうことですので、市の努力を、特段の努力を改めて要望をして2回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 国民健康保険に頂きました2回目の御質問に御答弁申し上げます。

国民健康保険の保険料につきましては、転出された方や死亡された方等については、日本人と外国籍の方等を区別しておらず、外国籍の方の正確な滞納世帯数につきましては、算出が困難となっております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 議事の都合上、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）



（午後1時 再開）

○村口久美子副議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質問を受けます。28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 自民党吹田・無所属の会の有澤由真でございます。

まず、教育関連について御質問させていただきます。

お隣豊中市では、昨年度から小1の壁の対策を全国に先駆けて実施しております。市内の39の公立小学校の登校時間から1時間早い午前7時に門を開ける取組を実施したところ、1学期の利用者は延べ5,900人に上ったそうです。利用者の9割以上が仕事のために利用し、週に3日以上利用した割合が半数を占めているとのことでした。

また、お盆を含む夏休みの期間中も仕事を休むことができない世帯を対象に、朝7時から児童を小学校で預かる取組をするなど共働き家庭に寄り添う施策を行っています。今年度に入って1日当たりの平均の利用者数はおよそ160人で、昨年度の平均と比べ約2倍に増えているとのことでした。

仕事も子育ても両立する世帯が増加している昨今、非常にニーズがあり、必要な施策ではと思います。特に、本市のように子育て世帯が多く、また他市から本市に移住し、夫婦だけで子育てをする核家族世帯が多い自治体では、こうした施策は様々な課題解決につながるのではないかと思います。

国でも各自治体に対し、子供たちに朝の居場所を提供する取組を進めているかの調査をすることや、また地域のニーズ、実情に応じて対策を進めるように通知も出しているそうです。

東京都三鷹市が昨年11月から豊中市と同様の取組を実施、神戸市や横浜市もモデル校で実施することや、品川区では一部の小学校で取り組み、今後、朝食の無償提供も始めるそうです。愛知県大府市でも今月9月から開始いたしました。全国でも徐々に広まりつつあり、本市も実情に応じて取り組むべきだと思います。

過去に小1の壁対策について同僚議員の質問に対する答弁が前向きではありませんでしたが、本市と人口規模もまちの様子も比較的近い豊中市で成功していることについて、なぜ本市においては積極的な実施に向けてかじを切れないのでしょうか。何か問題があるのか、どんな弊害が考えられるのでしょうか。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 豊中市では、朝の開門時に正門前に多くの児童が待機しており、歩道から車道側へ児童があふれるなど危険な状況にある学校もあり、この事業の実施に至ったとお聞きをしております。

当該取組につきましては、結果として保護者の子育て支援につながっている側面はございますが、本市の現状においては、豊中市のような危険な状況にはないことから、現時点においては同様の取組を実施する予定はございません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 教員の負担や学校側の判断等、様々な要因があるかもしれませんが、豊中市では学校教員の負担を増やさないため、教育委員会の委託スタッフが見守るという工夫もしております。

予算がかかることでありますが、全国でも徐々に広まりつつあり、本市も時代に応じて実施することを検討してはと思いますが、再度、実施の可能性について市の御所見をお聞かせください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 本市におきましては、夜間、早朝に機械警備を導入しておりますが、午前7時から警備員を配置しており、児童が午前8時より前に登校した場合には、安全確保のため、場合によっては校舎内に受け入れるなど臨機応変に対応しており、豊中市とは事情が異なることから、繰り返しとなりますが、本市においては豊中市のような取組は予定はしていません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 今後も共働き家庭に対して社会全体でフォローし、様々な工夫や支援をしていくことが大切だと思います。この点に関しての市長の御所見をお聞かせください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まずは学校教育部より、学校と地域との関わりの方で御答弁申し上げます。

学校現場においては、様々な場面において地域の方々の御協力など社会全体の支えがあってこれまでの学校教育が進められていることは、十分に認識をしているところでございます。今後も、地域の皆様に支えていただきながら、学校教育の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 男性が働き、女性は専ら家事育児を担う家庭をモデルとした制度や文化、考えが今も残っていると感じます。また、核家族化が進み、多くの家庭が共働きになっている現在、その暮らしをお支える役割を親族、地域、就業先、そして自治体が果たさなければならないと考えるところです。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 答弁の中から、豊中市はもとも危険な状況を回避するための対策が結果的に子育て支援の側面につながったとのことでした。

今回、私が思っていたのは、共働き家庭の支援、つまり早朝でのですね、学校での居場所づくりの重要性について確認したかったのですが、本市は同様の取組を考えていないとのことでした。いずれ必要となってくると思いますので、その際は必要に応じて検討いただきたいと思います。

次に、問題を起こした教員の対応指導について。

先日、市民の方から相談がございました。それは、ある中学校の教員が、生徒の胸ぐらをつかみ、前後に強く揺さぶりながら自尊心が傷つくような、また侮辱とも取られるような強い叱責を他の生徒がいる前で行ったとのことでした。また、当該生徒や周囲にいた目撃者の証言と当該教員から提出された報告書の内容も違っているようで、事実誤認ではとのことでした。

当該教員の行動に納得がいかなかった当該生徒は、その一件があった週明けすぐに担任に相談した上で、勇気を振り絞って当該教員に話に行ったそうですが、当該教員の不誠実な対応に心を閉ざしてしまったそうです。

当初、当該生徒の保護者は、子供の教育のことなのでわざわざ親が前に出てこの件を問題視するのではなく、学校と教育委員会で解決することを願っておりましたが、学校から上がってきた報告書や対応を見て、一気に気持ちが変わったとおっしゃっておられました。そして、当該教員に対してそれ相応の対応、つまり何かしらの処分や減給等のペナルティを求めておられます。

この一件が起きたときに、初動時において学校側が何かすぐに誠実な対応をして、その上で正確な聞き取りをし、当該生徒や保護者に対して向き合っていれば、ここまで問題が大きくならなかったのではと推察いたします。教育委員会はこの件について把握していますでしょうか。そして、この件についてどうお考えでしょうか。当該教員や生徒から聞き取りをして、しっかりと事実確認をしたのでしょうか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 本事案につきましては、教育委員会といたしまして校長から受けた報告や当該生徒の保護者からの相談を通じて把握しており、重大な事

案であると認識しております。

なお、当該教員に対しましては、校長が聞き取りを行い、当時の状況や事実を確認しておりますが、当該生徒への本事案に関する聞き取りを含め、より詳細な事実確認をする必要がありますので、現在も継続して対応をしているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 私も報告書を確認しましたが、報告書の内容だけ見ますと、当該教員はあくまでも危険回避のために指導したということになっておりますが、当該生徒の証言や当時周囲にいた方たちとの証言との整合性が取れておりません。

どんな背景や経緯があったとしても、胸ぐらをつかむということは、子供たちの模範となるべき教育者としていかがなものかと思えます。手を出すのではなく、何か言葉をかけるような対応もできたはずだと思います。今回の事案もそうですが、本市において学校現場においてトラブルが起きたとき、どのような対応を行っているのでしょうか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 一般的に、不適切な指導が確認された場合、まず校長が当該教員や関係者から聞き取りを行い、事実の確認を行います。その結果を速やかに教育委員会へ報告させ、その後、教育委員会が校長や当該教員から直接事情を聴取し、その指導に至った経緯や背景を検証した上で、その後の対応となり、再発防止に向けた厳格な指導や助言を行います。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 当該中学校に限らず、問題を起こした教員に対する指導、ルールについて現状決め等はどのようなものがあるのでしょうか。

もし、処分やペナルティ等の明確な取決めがないのであれば、つまりですね、このような事案が起きた際は指導のみであったり、このような事案が起きた際は謹慎など段階ごとの明確なルール設定のこと

を指しているんですけれども、ルールを設けるべきだと私、考えておりますがいかがでしょうか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 教員による不適切な指導が確認された場合につきましては、まず校長が教員に対し指導を行うとともに、市教育委員会が必要に応じて校長及び当該教員からの事情聴取を行います。

違法行為や全体の奉仕者としてふさわしくない非違行為等がある場合には、大阪府並びに大阪府教育委員会が定める大阪府職員の懲戒に関する条例や取扱基準、また大阪府教育委員会懲戒処分指針に基づいて対応を行います。その後、市教育委員会による指導改善研修を行います。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 当該事案ですが、行き過ぎた指導というか、正直不適切過ぎる指導だと思います。不適切な指導と申しましたが、実際、学校側も不適切な指導があったと認めていると仄聞しております。私も当時、その場にいなかったのですが、その場の空気や状況は分かりませんし、経緯や背景は想像の範囲でしかできません。ただ、胸ぐらをつかんで人格を否定するような強い叱責をしたことは事実です。

昨今の社会の風潮を見ても、許されることではありませんし、一般企業で同様のことをすれば即刻アウトだと思います。学校現場、そして教員だから許されるとか、初動時において誠意を持って向き合わないとか、謝罪をしないとか、そんなことがあってはいけないと思います。事の重大さを分かっていたのではないかと思います。

事実関係の相違があることや被害者生徒が納得していないということからも、再確認、再調査、そして丁寧な対応が必要だと思いますが、見解を求めます。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 当該生徒の気持ちに寄り添った上で、丁寧に聞き取りを行い、本事案についての詳細な確認をすることを校長に指示しております。

また、校長と当該教員からの聴取を行う準備を進

めており、聴取内容を確認した上で、その後の対応といたします。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 もちろんですね、大阪府が権限を持っているということでは、もちろん理解しているんですけれども、本市においても、教員の問題に対する罰則やルールなど明確な提示をしてほしいと思いました。

です、聞くところによりますと、当該教員は過去にも当該生徒ではない別の生徒に対してですが、提出した課題について内容が違ふと怒り、その場で課題を破り捨てたことがあることや授業中質問に答えられない生徒に対し侮辱めいた発言をする、お気に入りの生徒だけえこひいきをするなど、ほかにもたくさんよくない言動が散見されるため、多くの保護者や生徒の間でもいろんな話が広がっていると仄聞しております。

こういったことも事実であれば、教育者として正直、異常なことだと言わざるを得ませんし、何より言語道断だと思います。当該生徒の証言により、今回、当該事案が発覚いたしましたけれども、多くの方は学校側に言ったところで何も変わらないと諦めるケースが多いと仄聞しております。火のないところに煙は立たないと思いますけれども、逆もしかりだと思っております。この保護者間でのお話があくまでもうわさなのであれば、当該教員の名誉にも関わることだと思いますので、こういったことも含め、いま一度、教育委員会指導の下、ぜひとも聞き取り、調査等よろしくお願い申し上げます。

よくテレビドラマ等で情熱的で熱血的で生徒思いの先生が登場したりしますけれども、今回のこのケースはちょっと違うのじゃないかなとお話を聞いて私は思いました。吹田で学ぶ子供たちが安心して勉学に励み、学校生活を楽しむ、そんな環境を提供し、寄り添う姿勢が必要ではないでしょうか。いかがでしょうか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 御指摘のとおり、児童、生徒が安

心して学び、充実した学校生活を送れる教育環境を整えることが最も大切であると考えております。

教職員は、法令遵守を説き、児童、生徒の模範となるべき立場にあり、ふだんから高い倫理観を持って職務を遂行しなければなりません。また、職務の内外を問わず、その職の信用を失墜することや職務執行の公正さに対する市民の不信や疑惑を招かないようにしなければならないと認識しており、引き続き、教職員の綱紀保持に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 皆さんはですね、豊津第一小学校の校庭に、風災記念碑と刻まれた石碑があるのは御存じでしょうか。

昔、私、祖母から吹田にはすばらしい先生がいたんだよと聞いていましたが、今回、調べますと昭和9年（1934年）9月21日に室戸台風で校舎が倒壊し、女性教員2人が児童をかばって犠牲になったということでした。吹田には自分の命をかけて身を挺してまでも教え子を守ったすばらしい教育者がおられたということを知り、非常に感慨深い気持ちになりました。先人に倣いまして、これからは吹田がお手本となる存在として誇れるような教育をしてほしいと思っております。

そして、教育委員会の皆さんには、ぜひとも吹田の教育を牽引していただきたいと思っております。もちろん教育委員会が日々抱える案件というものは、いろいろなものがあって大変なことは重々分かっておりますが、これから社会に出て子供たちに善悪の判断を正しく示し、模範になるような教育現場であることは大事なことでありますし、そうあってほしいと願っております。

そして吹田だけでなく、我が国の教育並びに教育現場が次世代を担う子供たちにとって萎縮することなく、生き生きと学び成長できるものであってほしいと願うばかりです。

次に移ります。先日、私立の園に子供さんを通園させている市民の方からお話を聞きました。子供さんは自閉症を抱えており、現在、入園してから3年

たつそうです。入園したときお母さんは1号認定の申請をしたということで、その場合、加配の子は午後2時までしか預かりができないと言われたそうです。ほかの園、公立の園ですね、でもこういったことはあるのでしょうか。現状をお聞かせください。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 教育・保育の給付認定における1号認定児童の教育時間や一時預かりの利用の可否及び利用時間につきましては、児童の発達状態等の判断により、保護者との共通認識の下、各施設で決定されております。

なお、公立の幼稚園及び認定こども園における幼稚園型一時預かりにつきましては、配慮が必要な児童も他の児童と同様に御利用いただいております。加配職員のシフトを調整するなどして可能な限り配置に努めているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 当時、1号認定の申請をしたけれども、社会に復帰するために途中で2号認定に変更したいと市に相談したところ、途中での変更は難しいため、転園を勧められたとのことでした。

途中で変更することができないということや転園させることでしか解決できない今の制度で、果たして根本の課題解決につながるのでしょうか。制度上難しいものなのでしょうかお聞かせください。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 認定こども園を利用している児童の保護者より、就労状況の変化によって1号認定から2号認定の変更を希望するといった問合せがあった場合には、必要となる手続を行うよう案内しており、年度途中での変更は可能です。

しかしながら、各施設の利用定員の空き状況や利用調整基準の指数を基に判断することから、認定の変更ができない場合はございます。

引き続き、制度内容等の周知を図るとともに、利用者からのお問合せに対しましては適切に相談や助言を行い、丁寧な対応に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 また別の保護者のケースですが、社会に復帰しないといけないため、配慮が必要な子供だけでも、加配を外して時間を延長して保育をお願いしているということもあるそうです。

また、今の制度ではキャリアを積んでいる女性、親御さんの社会復帰が遅れてしまうという現実もございます。女性が輝く時代や女性の社会進出を促進させようと言われていますが、フォローや支援の体制をもう少し工夫することが必要だと思います。市の御所見についてお聞かせください。

○村口久美子副議長 児童部長。

○道場久明児童部長 本市での加配制度においては、保護者や施設のニーズに応えられるよう、児童の発達支援の必要性によって複数園児に対し、1名の保育士で支援できるようなスキームなどを検討しているところでございます。今後においても、子育て世代が抱える不安やニーズを把握し、取組の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 昨今、発達に課題のある子供が増えてきている現状もでございます。今後、課題に対するさらなるフォローが必要になってくると思います。

本市では発達支援保育制度、要配慮保育制度などを実施していますが、発達に課題がある子供やその保護者への支援や対応についての今後の展開についてもお聞かせください。

○村口久美子副議長 子育て支援センター担当理事。

○北澤直子理事（子育て支援センター担当） 現在、発達支援要配慮保育制度として、心理士等専門職による保育所等への巡回相談を実施しておりますが、令和8年度（2026年度）からは、私立幼稚園及び小規模保育事業所にも拡大し、児童が在籍する施設類型にかかわらず実施できるよう準備を進めております。

このほか、発達に課題のある児童やその保護者へ

の支援といたしましては、これまでからバンビ親子教室など児童の年齢に応じた各親子教室や外来の発達相談を実施してまいりました。さらに、我が子理解や子育てに悩む保護者を対象にしたペアレント・プログラムやペアレント・トレーニング、令和4年度（2022年度）からは、就学を見据えたおひさま相談を実施しているところです。

今後は、児童の円滑な就学につなぐフォローアップ体制の構築に向けて、教育委員会等と連携して取り組んでまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 次に、動物との共生社会について。

9月は、皆様御承知のとおり動物愛護月間で、本市でも毎年、吹田市保健所が積極的に動物愛護のイベントを実施してくださっています。その動物愛護月間に動物との共生社会のさらなる促進について質問をさせていただきます。

病院や特別支援学級などの特定の施設に常駐し、闘病中の子供たちなどの精神的な支えとなるように、専門的な訓練を受けたファシリティドッグと呼ばれる犬たちがいます。全国で六つの病院で6頭が導入されており、関西でも一部の自治体において導入されています。泉佐野市や神戸市と伺っておりますが、先日、大阪市立総合医療センターでも導入を目指しているとの報道がございました。ただ、関西では実績が少なく、また知名度も低いため、犬たちの活動先がなかなか見つからないそうです。

本市にある医療機関や特別支援学級等に対し、ファシリティドッグについての情報提供することや他の自治体に先駆けてファシリティドッグを導入する可能性について市の御所見をお聞かせください。

○村口久美子副議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 ファシリティドッグは、全国的にまだ導入事例が少なく、その有効性や費用対効果について不透明な部分が多いため、積極的な情報発信は考えておりません。

また、ファシリティドッグの導入につきましては、

それぞれの施設での判断となるため、今後の普及状況等を注視してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 ファシリティドッグだけでなく補助犬などのサービスドッグについて、日本ではまだまだ認識が低いと思います。

また、都道府県の障がい福祉担当窓口等で行う補助金利用の手続も地域によって応募資格にばらつきがあり、普及の障壁になっているケースもあるそうです。本市においてはどのような状況でしょうか。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 補助犬の啓発につきましては、市公式ウェブサイトにも補助犬の理解を促進するページを掲載しているほか、商業施設やパナソニックスタジアム吹田でのイベントにて啓発活動を実施しております。引き続き、補助犬への理解が広がるよう啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 最後にですね、動物との共生社会のさらなる促進についての市長のお考えをお聞かせください。

○村口久美子副議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 まずは担当からお答えします。

動物愛護週間のイベントや小・中学校での出前教室、SNSやホームページなどを通じて、引き続き人と動物が共生できる社会の実現に向けた普及、啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 学生時代、動物生態系の勉強を中心にしてきた者の個人的な感覚かもしれませんが、人以外に生物のいない人工的で無機質な空間を快適と感じることは、自然環境の中で生きる上で教育上も決して望ましいものではないと考えます。

高度に都市化された快適に暮らせる本市ですが、

生き物と共生する豊かな社会として今後、成熟をしていく姿を目指したいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 市長さん、学術的というか、非常にアカデミックな御答弁ありがとうございました。また先日、市長さんともお話ししておりましたが、いつか吹田市の公的施設で保護猫を飼育するというような取組がいつか実現することを願います。

また先日、市民の方から、吹田市所有者のいない猫の避妊・去勢手術と補助金交付事業の申請対象者のさらなる拡充を求める請願書も出ていました。今後、対象の拡充についてもぜひ御検討いただけたらと思います。吹田市が動物との共生社会についてさらなる活動していただけるよう願っております。

次に、防災について。

今年の1月に南海トラフ地震を想定した陸上自衛隊中部方面隊南海レスキュー訓練見学ツアーがパナソニックスタジアム吹田で開催されました。会場では土のう袋でブロックをつくる体験、災害時に活用できるもやい結びというロープを強力にする結び方の実践であったり、高機動車等の車両展示、航空自衛隊による炊き出し体験等様々なブースが出展されておりました。

災害時に実践できる有用なことや防災に関する知識を得ることができ、その上、自衛隊の活動を知れる貴重なイベントだったと思います。参加した市民からの反響はいかがだったでしょうか。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 体験型ブースや備蓄倉庫見学に来られた方からは、災害時用資機材の使用を体験したことで防災知識が広がったというお声や市の備蓄の取組を知ることができて安心したというお声、また地域防災リーダーからも教えてもらった内容を持ち帰って周囲の人に伝えたいといった好意的な感想を頂いております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 今の御答弁からも、とてもいい反響といいますか、市民の方からの意見もあったということなんですけれども、そんな重要で大変充実した内容ばかりだったのですが、平日ということもあり、市内にある高校の団体が来ている以外は、参加人数がまばらでした。非常にもったいないなと思いました。自衛隊が主催ということもありましたが、もう少し日程調整はできなかったのでしょうか。

せっかくパナソニックスタジアム吹田で実施し、ロケーションもよかったので、今後当該イベントを開催する際は、大阪府やガンバ大阪等の関係各所と協議、調整を重ねて、例えばガンバ大阪のホームゲーム開催時に実施するなど本市としても関係各所に提案、呼びかけをしてはと思います。相手ありきのことですが、提案はできると思いますので、この点について市の御所見をお聞かせください。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 今回の訓練への参加協力に伴う意見として、啓発イベントは市民が参加しやすい日程での実施を希望する旨、主催の自衛隊に伝えております。このような機会における啓発活動は重要と考えておりますので、今後、同様のイベントが開催される場合には、多くの方に関心を持っていただき、御参加いただけるよう、取組の内容や日程、実施場所などについても自衛隊と協議、調整を積極的に図ってまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 また今後、当該イベントを開催する場合は、若年層への意識向上のために、市内小学校、中学校、高校、大学等の教育機関にも情報提供してはと考えますがいかがでしょうか。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 今回の訓練では、本市として参加、協力という形で連携いたしました。大阪府では、同日、本イベントに連動させた独自の訓練を実施し、一連の取組を広く府内に周知広報されていることを確認しております。

今後、同様のイベントが開催される場合には、若

年層を含む市民の防災力向上に資する、市独自の取組を検討するとともに、多くの方に興味を持っていただけるよう関係部局と協議しつつ、幅広く周知広報を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 次に、消防関連について。

阪急南千里駅のホームに降り立つと、吹田市消防の皆さんの元気な掛け声とともに訓練の様子が見えます。市民の皆さんにとって吹田市消防の皆さんの存在はヒーローだと思っています。

また、吹田市消防本部公式インスタグラムのフォロワー数は、令和6年度から今もお全国一位という実績もあり、本市のみならず全国、そして海外からも注目されています。現在、本市において、SNS発信以外で消防にちなんだシティプロモーション、例えばグッズ作成等の取組を行っていますでしょうか。

○村口久美子副議長 消防長。

○山田武史消防長 以前には、市内和菓子店とのコラボレーションで消防車バージョンの包装紙の配布による吹田消防のPR活動を行った実績がありまして、現在も同様に、地元企業との連携による消防広報を進めているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 昨今、海上自衛隊のレトルトカレーが人気ですが、吹田市消防カレーのようなものがあったら面白いと思います。実際にほかの自治体でも消防カレーがつくられているのを確認しています。

以前、提供されていた当直の際の賄いのカレーがとても美味しかったと聞いております。現在は、賄いカレーが提供されていないと仄聞しておりますが、吹田市秘伝のレシピでカレーを商品化し、方針のシティプロモーションの一つとしてはと考えますが、市長のお考えをお聞かせください。

○村口久美子副議長 消防長。

○山田武史消防長 まずは担当から御答弁申し上げます。

カレーを商品化しての消防PRは考えておりませんが、消防としての本来業務を基本としながら、様々な形でのシティプロモーションの取組に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 大変興味深い御提案をありがとうございます。

今、消防長からもありましたように、本業が大切であることは言うまでもありません。なので、ぜひ消防カレーをとはいませんが、吹田消防において、若い職員が様々な取組を提案、実行できるような楽しい雰囲気、これも自主的に努めることで、さらに人権を大切に作る働きやすい職場づくりにつながればうれしく思います。

以上でございます。

○村口久美子副議長 28番 有澤議員。

（28番有澤議員登壇）

○28番 有澤由真議員 先日、道頓堀で火災事故があったということは皆様の記憶にも新しいかと思いますが、大阪市消防局の方が2名殉職されました。消防の皆さんは日頃、命をかけて誇りを持って市民の安全を守ってくださっています。そういった観点においても、消防にちなんだシティプロモーションを盛り上げたく、今回質問させていただきました。

消防長からも市長からも、本来の業務を基本としながらということはもちろんなんですけれども、今後、様々な形でのシティプロモーションの取組であったり、吹田市しかできないことを今後、考えていただけたらと思い、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 吹田党議員団の中西勇太です。よろしくお願いいたします。

まず、冒頭私事なんですけど、この8月に3人目の子供が市立吹田市民病院で無事生まれました。病院

の皆様にも、皆様に感謝申し上げます。ありがとうございます。だからというわけではないんですが、本題に移ります。

病院施設での面会制限の適正化についてお聞きしていきます。

面会制限は、感染リスクを下げるように思われますが、実証は不十分で、患者、家族、医療者に不利益が及ぶことも指摘されています。感染拡大期や病棟事情を理由に面会制限が長く続くケースや病院ごとの対応の差が見られます。厚生労働省も面会の重要性と院内感染対策の両立を求めています。

2025年2月に、本年2月発表されたレビューでは、コロナ禍の面会制限を検証し、厳格な面会制限が感染対策に有効という十分なエビデンスはなく、逆に疼痛や孤独感の増加、家族関係悪化などのリスクがあること、患者の権利尊厳や家族間への影響、管理者主導での過度な厳格化のリスク、同意能力喪失下であっても強制性があること、非人間的な医療となることなどの懸念事項があり、面会制限による利益が害を上回ることを示す高いエビデンスが確認されていないこと。特に、患者様、家族への有害性が報告されています。

市内でも、いまだに日中の限られた時間帯に面会は一人で15分まで、中学生以上のみなど、厳しい制限が続くケースがあり、現場では最後に会えなかった、認知症の進行が心配といった切実な声が寄せられます。面会は治療、療養の一部であり、人権でもあるとの観点を明確に位置づける必要があると考えます。

以上を踏まえ、本市として科学的根拠に基づく適切なリスク評価と人間の尊厳を両立した運用の在り方について確認していきます。市内医療機関、高齢者施設の面会ルールの実態把握はどの程度されていますでしょうか。面会制限の根拠となるリスク評価の透明化を含め、定期調査等を院内ICTだけでなく、地域連携会議などを通じた施設間の事例共有の仕組みをお示しください。あわせて、厚労省が示す面会の重要性と感染対策の両立方針の周知状況も伺います。

○村口久美子副議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 保健所から御答弁申し上げます。

市内の病院における面会ルールにつきまして、全体的な把握はしておりませんが、院内感染対策等で個別に確認することはございます。

次に、病院間の事例共有につきまして、院内感染対策の会議や医療法に基づく立入検査時に行っております。

次に、国が示す方針につきましては、医療機関や高齢者施設等を対象に説明会を実施しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 続きまして、福祉部からお答えいたします。

市内の高齢者施設等における面会ルールにつきましては、個別に把握はしておりません。また、厚生労働省から面会再開のメリットや積極的に面会を実施する施設の事例、実施方法等に関する動画及びリーフレットが示されており、これらを高齢者施設等に周知しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 よろしく申し上げます。

一律、過度な制限を避け、段階的な運用を標準化すること。面会は患者家族の権利であり、治療、療養の質の一部である前提に立ち、地域の実情と科学的根拠に照らした合理的な基準を整理、周知していくのはいかがでしょうか。

見取りや出産、小児、障がい、認知症、長期入院などは、常時許可原則とすること、病棟内の疫学的関連事例などによる一時停止再開の基準を客観的に明文化し、面会レベル運用基準として早期に策定公表されることを提案します。

○村口久美子副議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 病院の面会ルールにつきましては、病院の機能や患者の特性、地域の感染状況等に依拠して個別に判断されるべきものであり、市として面会の基準を設けることは適切ではないと考えております。

市としましては、院内感染対策の会議等を通じて、

過度な感染対策とならないよう病院の自主的な検討を支援してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 長期の面会制限は、認知機能低下、抑鬱、社会的孤立などの被害を招きます。もしも院内の感染症の発生などによりやむを得ず面会制限が実施される場合にも、その悪影響の緩和を目的とした支援や標準化を講じる考えはありますでしょうか。

例えば、面会制限期間に上限を設けること、対策を実現した形での面会機会の確保、面会調整コーディネーター配置支援、家族への定期報告、心理的ケア体制の整備などです。

○村口久美子副議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 面会制限による悪影響の緩和につきましては、各病院が主体的に取り組むべき事項と認識しており、市として独自の支援や標準化を講じる予定はございませんが、立入検査や集団感染発生時における支援の機会において、他病院の取組について情報提供を行うなど各病院が円滑に取り組めるよう支援をしてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 よろしく申し上げます。

医師会や阪大病院、国循など医療機関、介護関係団体などと連携し、地域推奨ガイドラインというように形で策定、公開するのはいかがでしょうか。各施設の専門性、裁量を尊重しつつ過度な一律制限を避ける共通指針として、市民への透明性と説明責任を高め、管理者主導の過度な厳格化への歯止めという観点でも有用だと考えますが、いかがでしょうか。

○村口久美子副議長 保健所長。

○松林恵介保健所長 医師会等と連携した面会ルールの地域推奨ガイドラインの策定につきましては、医療機関や施設の入所者等の状況、感染症の種類、地域の感染状況等、個別性が強いいため、市として定めることは困難であると考えております。

今後も、国の通知や関係団体のガイドラインの周知を通じて、医療機関等が適切な面会ルールを策定できるように努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 冒頭お話しした出産や見取り、回復過程による家族の看病というものは、二度と取り戻せない時間です。命か安全かの二者択一ではなくて、尊厳を守る適切なリスク管理が必要と考えます。

特に見取り、出産、小児、障がい、長期入院、認知症など優先されるべき状況の明文化を市として積極的に促進していただけたらと思います。

感染防止と人間の尊厳、科学的根拠と人道的配慮を対立させず、市民の真の健康、幸福、福祉のために調和させることが必要だと考えます。方針の明確化、運用の可視化、地域連携を通じて面会期間を着実に回復させ今後も守ること、まず市立吹田市民病院から主導していただくことを目指していただきたいと考えます。春藤副市長にも御見解を伺います。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 保健所からの答弁のとおり、面会のルールにつきましては市民病院が主導するものではなく、各病院におきまして個別に判断されるべきものと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 ただいまの担当からの答弁のとおり、面会のルールについては各病院で適切に判断されているものと考えておりますが、御意見につきましては、市民病院にお伝えさせていただきます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。

私自身、医師としてコロナ騒動の時期にも病院内で担当医の責任として病棟の協力を得て、家族の面会を実施してというようなことで対応してたこともあります。一人の医師や施設の努力だけでは限界が

ありますので、最新の知見、人間の尊厳の尊重、そういったことをですね、市としても行政としてもしっかりと取り組んでいく考えるきっかけづくりを各施設にも行っていただけるようお願いできればと思います。

次に、スマートフォン、デジタル機器、SNSなどの市民、特に子供たちへの悪影響についてお聞きします。

令和6年11月定例会でも、デジタル活用の心身への影響に注意すべきことを提言しました。世界では、子供の学びと健康を守る観点から、デジタル活用の見直しが進んでいます。

例えば、スウェーデンでは本を増やし、スクリーンを減らす方向へ制度改正が行われ、ユネスコも教育におけるテクノロジーの進歩は、対面の教育を代替するのではなく、補完として位置づけるべきとしています。我が国でも、視力の低下の増加が報告されていたり、資料配付したんですが、東北大学と仙台市教育委員会で行われた大規模調査では、スマホ利用時間が長いほど学力が低く、4時間以上で顕著というような結果。こういったものをですね、仙台市の教育委員会から出されてくる啓発チラシで啓発しておられるというような取組も、これ平成27年の資料で大分前からこういったことを啓発されているということです。

昨年11月の定例会で、大江教育長からもICTが児童、生徒に与える影響につきましては、様々な研究や考え方があり、今後も情報収集に努める必要があること、御答弁頂いてますが、本年7月JAMA掲載の研究でも、総スクリーン時間そのものだけではなく、依存的な使い方をする子ほど自殺のような痛ましい結果やメンタル不調等のリスクが高いと示されて、エビデンスは蓄積されています。

そんな中、オーストラリアでは、16歳未満のアカウント年齢制限を法制化し、今年12月に施行予定であったり、国内でも愛知県豊明市で仕事や勉強以外の余暇時間にスマホやゲームの使用を1日2時間以内に抑えるよう促す条例提案が話題になりました。

そこで質問です。授業内の端末利用時間の目安、紙教材、板書、対話等の使い分け、持ち帰り運用、

重量負担軽減の現状、課題、改善計画について示してください。

あわせて、低学年、高学年、中学生など学年別に1日何分以内とするなど、読む、書く、対話、運動などの子供たちにとって大切な時間を確保することをガイドラインとして明記し、年度内に通知、周知するといったことはいかがかと提案しますが、御所見はいかがでしょう。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 端末持ち帰り時の重量負担や長時間使用による視力への影響など危惧される課題はございますが、国のガイドラインに基づき、持ち帰り時の注意や健康に使うための注意を記載したルールブックを児童、生徒及び保護者に配布し、注意喚起をしております。

引き続き、アナログとデジタルのバランスを保ち、健全な心身の成長を促す教育活動を実施するとともに、御家庭でも子供たちの適切な学習用端末の使い方について対話していただけるよう情報提供と啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 視力への影響だけではなく、特に心身への悪影響と利用時間の啓発といったことをルールブックにも追記していただけたらと思います。

本市として視力悪化の学年推移、端末活用との関係、睡眠不足、メンタル不調、ネットトラブル、長時間使用、SNSいじめ、依存傾向、課金、不適切接触などのデータを把握していますでしょうか。なければ、匿名の健康・生活時間アンケートや相談件数の学年別の集計など組み合わせたモニタリングを行うことを提案します。その実施の可否とスケジュールはいかがでしょう。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 児童、生徒の心身の健康に関する個々の状況は把握しておりますが、学習用端末の活用との関連についての分析は実施しておりません。現時点では、モニタリングの実施について具体的な

検討には至っておりませんが、今後も国や他の自治体の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 子供たちに関わる自殺や不登校、いじめなどの諸課題の悪化と密接に関わっている可能性があるかと私は懸念していますので、ぜひ御検討お願いできればと思います。

市教育委員会から携帯電話の取扱いに関するガイドラインをこれまでに出版されていますが、就寝1時間前はスクリーンオフ、夜間オフにすることや1日上限目安、スクリーンタイム設定の原則化などそれが子供たちへの特に心身、学力への悪影響を予防するために重要なものであることは明記され、子供たち、保護者へは周知されていますでしょうか。

なければ、ICTが児童、生徒に与える重要な影響を追記し、さらに推奨ルールをモデル案として学校に提示することや市ホームページなどで周知を行うことはいかがでしょう。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 携帯電話の取扱いに関するガイドラインにつきましては、保護者が児童、生徒の緊急の連絡手段として携帯電話を学校に持たせるためのルールを策定したものであるため、御指摘の点につきましては明記しておりません。

今後は、昨今の児童、生徒を取り巻く環境の変化を鑑み、携帯電話が児童、生徒に与える影響についての情報収集に努めるとともに、同ガイドラインの在り方や内容について見直しを図ってまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 見直しも検討いただけるということで、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

先ほど御紹介したように、国内外では行政が目安や最低基準を示し、社会の行動変容を促す動きが見られます。学校任せにしない社会規範を示すこと、市民に考えるきっかけをつくっていただき、行動の

規範づくりを促すという意味でも重要な動きではないかと考えます。

家庭に過剰に介入するということは避けるべきとも考えますが、子供たちの心身の健康に関わる諸課題は喫緊の課題です。年度内でも吹田市として、市長、教育委員会からのガイドラインの改定、新設を行うことはいかがでしょうか。市長、教育委員会からの共同メッセージのようなものになれば、より子供たちだけでなく、我々大人にとっても効果が期待できるのではと考えます。市長の御見解を伺います。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

これまでも、スマートフォンの長時間使用やSNS上でのトラブル等に関しましては、吹田市立学校における携帯電話の取扱いに関するガイドラインや児童、生徒向け及び保護者向けルールブックを周知し、注意喚起をしてまいりましたが、昨今の児童、生徒を取り巻く環境を鑑みると、学校だけで対応するのが困難であることも認識しております。

今後も、引き続き学校としての役割を果たすとともに、家庭や地域、市の関係部局との連携を図りながら、児童、生徒の心身の成長を支えるよう努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 児童、生徒に限らず、我が国の国民は法に基づく明確なコンプライアンスと一方で、倫理や道徳、常識という一定のモラルの下で暮らしております。そのモラルな利用を定義をした上で他社に示し働きかけることは、たとえそれが学校の現場であっても、そこは慎重にしなければならないと考えております。

ポジティブにそれを捉えている国民がたとえ多いとしても、政治、行政が規範として社会に明確化すること、それは慎重に検討しなければならない。そのように考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。

学校で子供たちにアプローチするというだけでは難しい問題が社会として起こっていると考えています。吹田市として、規範ということでは難しいというのは確かにそうかとは思いますが、懸念、注意事項という形での啓発は必要かと思いますので、ぜひ御検討よろしくをお願いします。

次に、学校給食についてお聞きます。

これまで何度も給食の質を守る施策について質問してきました。今年度から食材費の値上げ分補助が行われていることに改めて感謝申し上げます。

しかし、米価をはじめ食材費の上昇が続いており、当初予算だけでは質の維持が難しいのではないかと危惧しています。物価高の中でも子供たちの栄養や食べる喜び、食育を守り、感謝の心を育てるためには、価格、品質、安全、食育の総合的なマネジメントが必要です。

そこで伺います。令和7年度の学校給食の実施状況、吹田市の学校給食の質は維持されているのか、学校給食摂取基準は守られているのかを教えてください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 令和7年度（2025年度）の学校給食につきましては、1学期の実施状況は、小学校69日、中学校64日となっており、小・中ともに2学期は81日、3学期は47日の実施を予定しております。

物価が上昇する中で、今年度は食材費の値上がり分を公費で補助することで学校給食の質の維持に努めております。また、献立につきましても、学校給食摂取基準に基づき、給食費に補助額を加えた金額の範囲内で作成し、給食を提供しているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 特に、米などの食材費の変動と献立への影響、年度当初見込みとの乖離について近年の実績を示してください。値上がり分をどのよ

うに抑制、吸収してきたかも併せて伺います。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 学校給食用精白米の価格は、小学校の中学年1食当たりで昨年度12月に14円値上げされ、この分は予算として見込んでおりましたが、年度当初、さらに11円の値上げがございました。食材費の変動は献立に直結するもので、精白米など主食費の高騰はそれを吸収するため、副食費にかかる費用が削られることになります。

しかしながら、値上げ分につきましては、公的補助を行っているほか、品質の確保は保ちつつ、副食の食材は配合割合や企画を見直して価格を下げたり、また献立内容や組合せを検討するなど工夫を行っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 具体的に単価の高い牛肉の使用を減らすなどの御答弁を避けられたのではないかと思います。御苦労、御尽力が伝わります。ありがとうございます。

米飯回数、パン、麺の位置づけ、牛乳提供、アレルギー対応、残食率、産地、加工情報など、保護者が見やすく主要指標の公表頻度や方法を高める考えはありますでしょうか。物価高の中で子供たちがどういったものを給食で食べているのか心配する声が多数上がっています。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 給食の実施に関する内容や献立、使用食材に関する情報は、ホームページや給食だより、予定献立表などを活用し、1食当たりの栄養価の数値なども含め、御家庭にお知らせしております。今後も幅広い視点を意識し、情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 食材費の値上げに伴い、食材費の値上げ分補助額が8月から追加されることを8月21日付でお知らせいただいています。

これは、すなわち現計予算では不足が生じる見込みであると想定されます。補正予算を計上して不足に対応し、子供たちの食べる給食の質が落ちることがないように対応していただきたいと思います。御見解を教えてください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 令和7年度（2025年度）の学校給食費につきましては公費にて食材費値上げ分の補助を行っております。

しかしながら、米価をはじめ食材費の高騰が続いており、現状の補助額では学校給食摂取基準内での給食提供が困難な状況になったため、令和7年8月分より追加の食材費値上げ分を、同じく公費にて補助することといたしました。

今後、現計予算の不足が生じる際には、補正予算を計上するなど適切に対応してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

いわゆる給食無償化が来年度4月から行われる方針ということをお聞きしていますが、本年9月になった今、国からどのような制度設計で行われる方針となったのか、通知はあったのでしょうか。今年度の課題を踏まえた質確保にどのように取り組んでいられるおつもりか教えてください。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 本年2月に。国による令和8年度（2026年度）から給食無償化の方針が出されましたが、現時点で国からその具体的な通知等はございません。本市といたしましては、引き続き学校給食摂取基準に沿った給食を提供してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 9月になっても、来年の設計が見えてこないことが分かりました。今年の下半期も来年度以降もですね、保護者と行政と協力し合って子供たちの食の質、食育を守っていただけますよ

うよろしく願います。

最後に、市民の食の安心、安全、米の確保、地域連携という形で話題を広げてお聞きします。

先ほどの御答弁からも、米価の高騰が問題になっています。この背景は一時的な天候や円安だけではなく、日本人の米消費量の大きな低下や低い食料自給率にもかかわらず、実質的な減反政策が続いてきたこと、複雑な流通構造や農家の高齢化など、長年かけて生じた構造的な問題があります。

そうした中、本年8月26日に泉大津市で全国16自治体の市長が集まり、米がつなぐ自治体間農業連携市長協議会、コメサミット設立に向けた市長会議と市民公開シンポジウムが開催されました。生産地と消費地が顔の見える関係で結ばれ、学校給食など安定した出口づくりと農家の生産性向上を両輪で進める方向性が確認され、2026年の正式設立を目指すと言われています。

一方で、各地の学校給食会調査では、給食用米の1キロ単価が前年の1.3から2倍強になったと報告もあり、米の安定供給は喫緊の課題です。本市でも食材産地の公開やWE米など地産地消の取組を進めており、これを全国に広げていくべき局面と考えます。特に、以下の三つの課題の解決が必要と考えます。

給食用米の価格供給の変動リスクにどう備えるか。単年度対応から脱し、生産地と消費地の連携を制度化できるか。平時の給食と災害時、有事も含め米を守る対応と人材交流をどう再設計するか。地域から顔の見えるサプライチェーンを築くべきだと考えます。以下、方針、実務を伺います。

令和8年度以降の給食用米について、価格、品質の変動リスクを踏まえ、複数産地と年度横断の調達計画を策定できないでしょうか。近年の価格、数量実績と来年度の見通しを示していただけたらと思います。

○村口久美子副議長 学校教育部長。

○井田一雄学校教育部長 まず、学校給食用精白米の複数産地と年度横断の調達計画につきまして、本市の精白米の調達は、大阪府学校給食会を通じて行っており、現時点では、本市独自の調達計画の策定予

定はしていません。

また、近年の精白米の1kg当たりの価格につきましては、令和5年度（2023年度）4月から11月までが314円、12月から3月までが338円、令和6年度4月から11月までが338円、12月から3月までが561円、令和7年度4月から11月までが712円でございます。

購入実績は、令和5年度で228t、令和6年度で247t、令和7年度7月現在で87tでございます。

最後に、来年度につきましては、購入数量を240t程度と見込んでおりますが、価格につきましては現時点では未定でございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 令和5年度から比べると米価が2倍以上になっているということが分かりました。

給食米について産地情報の公開は継続されていますが、米の種類、精米方法などについても保護者が理解しやすく公開し、米飯回数確保に取り組んでいること、胚芽、高食物繊維を含んだ米や精米方法にもこだわることが栄養価向上につながることで、児童のそしゃく習慣や食育にもつながることの保護者への周知に取り組んでいただけたらと考えますがいかがでしょうか。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 お米に限らず、給食で使用する食材の情報や食育に関する取組につきましては、給食だよりや献立表などを活用し、今後とも保護者への食に関する啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。

また、危機管理としてどのように食の確保を考えておられるでしょうか。長期保存、備蓄のため置きに加えてですね、平時から循環する相互連携、融通し合える関係性づくりが吹田市の危機管理にも資する取組となるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○村口久美子副議長 危機管理監。

○岡田貴樹危機管理監 災害時の食の確保の考え方に
つきましては、保存食の備蓄に加えて、各家庭にお
いても循環型備蓄であるローリングストックを実践
していただけるよう、普及啓発に取り組んでおりま
す。

本市が備蓄する食料につきましては、数量に限界
がございますが、企業などとも災害時応援協定を締
結し、供給体制の確保に努めているところでござい
ます。

また、被災地での支援経験を踏まえますと、発災
後は都道府県からだけでなく、国からも物資の調達
がなされることから、今後とも平時からの国を含め
た関係機関との連携強化に努めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 また、産業振興という面でも
生産地自治体との交流を人材、生産物と両輪で進め
ること、自治体同士のつながりだけでなく、官民連
携して関係人口を増やす交流事業をですね、行うよ
うな考えはあるでしょうか。その価値をどのように
考えておられるか伺います。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 官民連携における教育、産
業、観光分野などにおける人的交流につきましては、
意義あるものと考えております。実りある取組とす
るためには、連携目的や双方にとっての有益性、持
続可能な交流手法についての検討と官民挙げた機運
の高まりが必須と考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。

最後に市長に伺います。先ほど紹介したコメサミ
ット設立に向けた首長会議と市民公開シンポジウム
には、私も出席してまいりました。地域連携を通じ
て日本の食料安定に貢献できないかと考えています。

昨年9月には、市長から生産地と都市部がダイレ
クトにつながるというのは大いにあり得る考えであ
ると御答弁頂いています。御紹介したコメサミット

について本市としてオブザーバー参加からでも関わ
るような意思はありますでしょうか。参加の判断基
準などを伺います。

さらに、参画の狙いとして、学校給食の安定供給、
災害時の相互融通、農業体験や人材交流の三本柱と
して、近隣の参加自治体と優先的に連携協議を進め
てはどうかと考えます。方針をぜひお示してください。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは担当より御答弁申し
上げます。

米がつなぐ自治体間農業連携首長協議会への参画
につきましては、御提案いただけてます農業体験や
人材交流等の分野で可能性を秘めているものと考え
ておりますが、まずは設立の趣旨や目的等を研究し
てまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 御紹介いただきました協議会につ
きましては、その設立の趣旨や具体的な活動内容を調
べた上で、市として参画することの意義を研究をさ
せていただきたいと存じます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 9番 中西議員。

（9番中西議員登壇）

○9番 中西勇太議員 ありがとうございます。

国民を守るために行動するリーダーが必要だと思
いますので、ぜひよろしくお願いします。ありが
とうございます。

○村口久美子副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 大阪維新の会、井口直美です。
発言通告の1番と3番を入れ替えて質問をさせてい
ただきます。

まず、性犯罪防止について伺います。

神戸の女性殺人事件、名古屋市の女子児童、教員
グループの盗撮共有事件など許し難い事件が発生し
ています。

2023年4月に公表したこども家庭庁の性犯罪の再
犯に関する資料を見ると、性犯罪で有罪が確定した

者が5年以内の再犯率は13.9%。しかし、注目すべきことは、過去に2回以上性犯罪の前科がある児童わいせつ型の有罪確定者のうち、その前科も同じく児童わいせつ型であった割合は84.6%。これは、児童わいせつ型は同じ犯罪を繰り返していることを示唆していて、極めて深刻な問題です。

また、内閣府男女共同参画局が令和6年1月に出したDV・性犯罪・性暴力に関する取組についての資料では、被害に遭っても半数以上はどこにも誰にも相談しないということが報告されています。

そこで質問です。内閣府男女共同参画局から性犯罪、性暴力対策の強化の方針が出されています。令和5年から7年の3年間は、さらなる集中強化の期間ですが、本市の取り組んだ内容をお聞かせください。

○村口久美子副議長 市民部長。

○大山達也市民部長 性犯罪・性暴力対策の取組といたしましては、毎年度4月の若年層の性暴力被害予防月間に合わせて、SNSやホームページ、デジタルサイネージ等を活用し、性暴力被害予防に関する啓発活動を行っております。

また、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間には、市内及び近隣の大学に対して、性犯罪・性暴力の相談窓口等を掲載したポスターやパンフレットを送付し、学生への周知を依頼しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 小児わいせつ型の性犯罪は、同じ犯罪を繰り返す傾向がある者が一定数存在するということから、わいせつ行為を行った教員や保育士等の厳正な処分と再発防止は重要と考えます。

昨年、日本版DBS制度が閣議決定されましたが、本市の考えや現状をお聞かせください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは学校教育部より御答弁申し上げます。

教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律により、児童、生徒への性暴力を理由に教員免許が失効または取上げとなった者のデータベース

を文部科学省が構築し、令和5年4月1日より稼働しております。なお、教員採用時にはこのデータベースを活用することが義務づけられております。

また、日本版DBSにつきまして教育委員会といたしましては、当該制度に関する国の動向等について、関係所管で情報共有を行っているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 総務部長。

○山下栄治総務部長 総務部からも御答弁申し上げます。

保育教諭の採用におきましても、保育資格の登録を取り消された者や幼稚園教諭免許の失効者がいないかについて、教育委員会と同じく国が提供するデータベースを活用し、確認をしております。

日本版DBSについては、令和8年12月のこども性暴力防止法の施行に向け、関係所管で情報共有を行っているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 児童が相談する場合、学校が身近だと思いますが、学校等で相談を受ける体制の強化は必要と考えます。児童、生徒から相談を受けた際、教職員の対応マニュアルは策定されているのでしょうか。相談体制についての現場の状況をお聞かせください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 マニュアルといたしましては、文部科学省の指針や大阪府教育委員会から示されている教職員による児童、生徒に対するセクシュアルハラスメントを防止するためのマニュアル資料などがございます。

学校におきまして、児童、生徒から被害の訴えがあった際には、スクールカウンセラーを必要に応じて活用し、同資料なども参照しながら相談に当たる場合には必要な配慮をし、被害を受けた児童、生徒のケアを行いながら適切に対応しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 次に、性犯罪を受けた場合、医療機関も重要です。大阪府性暴力被害支援ネットワークの協力医療機関を調べてみると、吹田市は市民病院ではなく、済生会吹田病院が協力医療機関となっています。なぜ吹田市民病院ではないのでしょうか。協力機関にならなかった経緯をお聞かせください。

また、吹田市民病院が性暴力被害者支援ネットワークの協力医療機関となることはあり得るのでしょうか。お答えください。

○村口久美子副議長 健康医療部長。

○岡松道哉健康医療部長 市立吹田市民病院が大阪府性暴力被害者支援ネットワークの協力医療機関に参画していない理由といたしましては、主に体制の確保が困難であるためとお聞きしております。

現状におきましても、事案が発生した場合は、可能な限り診療に応じているとお聞きしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 事案が発生した場合は、診察するのは当然のことと思いますが、さらなる被害者への支援をお願いいたします。

次の質問に参ります。事業の見直しについて質問します。

我が会派の代表質問で、令和6年度の決算見込みで、経常収支比率が101%を超えたことの答弁がありました。また、本日の同僚議員が財政状況について危機感を持っていますかという質問において、本市スリートップは危機感を感じておられないということが判明しましたので、私は事業の見直しも必要という思いから、ホームページで公表されている令和6年度市の行政評価結果を参考にして、以下伺います。

本市が事業の見直しを行う場合、見直し基準を教えてください。基準がなければ、なしとお答えください。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 事業の見直しに係る統一

的な基準は設けておりませんが、行政評価におきまして、市民ニーズ、社会的役割、有効性、効果性、公平性、持続可能性の観点から課題を抽出し、今後の方向性を明らかにした上で、必要に応じて事業の見直しを行うこととしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 行政評価の1次評価結果まとめを見ると、廃止した事業も見受けられます。本市はどのようにして見直しているのか現状をお聞かせください。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 各所管において、先ほど申し上げました行政評価における視点を基に各種指標の達成状況等も踏まえつつ、施策全体の評価を行う中で必要性が低下した事業や役割を終えた事業等について、廃止という方向性を判断いたしております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 管理事業を構成する評価事業の評価シートから伺います。

社会情勢や市民ニーズなどの変化より、事業開始当初の目的が達成されている、または時代にそぐわなくなっているなど有効性に課題があると認識している事業として、市民部においては、築52年が経過している交流活動館事業、同啓発事業、同相談事業、人権啓発事業、土木部においては、緑化推進事業などは課題があると思います。見直しについての考えをお聞かせください。

○村口久美子副議長 市民部長。

○大山達也市民部長 まずは市民部から御答弁申し上げます。

交流活動館で実施している各事業におきましては、施設の老朽化や稼働率の向上、多様化する人権問題への対応や情報発信などにおいて課題があると認識しております。次に、人権啓発事業では、様々な啓発講演会やイベントの集客に課題があると認識して

おります。

各事業につきましては、これまでも都度必要な工夫をしながら取組を進めてまいりましたが、社会情勢や市民ニーズの変化に対応し、より効果的な事業実施となるよう見直しを検討してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 土木部長。

○真壁賢治土木部長 続いて、土木部から御答弁申し上げます。

御指摘の緑化推進事業につきまして、これまで緑地保全、緑化推進の各種助成制度は、事業の有効性などに課題があると考えておりました。このため、同事業については、令和5年度（2023年度）に実績やニーズ等を踏まえた見直しを行い、生け垣設置事業助成金等交付制度は廃止とし、みどりの協定制度は材料支給から助成金交付にシフトしました。

令和6年度からは、これまで以上に社会情勢や市民ニーズに沿った事業として運用を始めております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 対象者が減少傾向にある、または対象者が著しく少ないもの、庁舎のほかの部署で類似の事業と合同で行えるなど効率性、持続可能性に課題があると認識している事業として、福祉部については、高齢者生きがい対策事業、福祉クーポン券交付事業、介護保険施設管理事業、環境部としては、自然共生事業、都市魅力としては、商工振興事業、多文化共生推進事業、文化振興事業等に課題があるのではないのでしょうか。見直しについての考えをお聞かせください。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは福祉部からお答えいたします。

高齢者生きがい対策事業、福祉クーポン券交付事業につきましては、会員数の低下や事業の利用状況の停滞など、事業を効果的に継続する上において課題があると認識しております。

また、介護保険制度開始前より実施している介護保険施設管理事業につきましては、事業開始当初に

比べ状況が大きく変化していることや、施設の老朽化などに課題があると認識しております。

各事業につきましては、効果的に実行できるよう努めてまいりましたが、高齢者のニーズなど様々な角度から今後の在り方について検討を進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 環境部長。

○道澤宏行環境部長 次に、環境部から御答弁申し上げます。

自然共生事業の一つである里山デイキャンプ i n N O S E につきましては、小学生を対象に、1日能勢の里山で自然体験を通し、自然を守る大切さを実感してもらう事業です。

毎年、定員を超える多くの参加応募がある一方、事業費に見合った担い手の不足や体験メニューの固定化などの課題もあり、今後、関係機関とも協議を行い、事業の在り方も含め検討してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 都市魅力部長。

○脇寺一郎都市魅力部長 続きまして、都市魅力部から御答弁申し上げます。

まず、商工振興事業につきましては、市内事業者への補助金交付や融資相談など幅広い取組を行っておりますが、社会的背景や経営を取り巻く環境の変化などを踏まえ、見直しを行っているところでございます。

次に、多文化共生推進事業のうち、市民向け資料の翻訳等、全庁で実施すべき取組につきましては、情報提供や助言、進捗管理等、関係部局と連携を図っております。

また、文化振興事業の南山田市民ギャラリーにつきましては、幅広い利活用の可能性も含めた施設の在り方につきまして検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 今回、答弁されなかった部署についても課題がないということではありません。

間もなく令和7年度行政評価結果が公表されますので、引き続き課題のある事業については検証してまいります。

次の質問に参ります。大阪府万博児童、生徒招待事業に関わる学校の取組について伺います。

大阪・関西万博も残り1か月になりました。開催前はネガティブな報道もありましたが、現在、サイトにアクセスすると9月は満員の日が多く、入場予約も取れない状況です。万博は多くの人に夢を与えてきましたし、市長、副市長、教育長、生徒招待事業の辞退を決めた関係者も何度も行かれて、国際博覧会の意義とすばらしさを体験されていると思います。

令和6年2月議会で同僚議員が万博の学校招待事業を辞退したことにより、児童、生徒が万博を学校行事として学ぶ機会を奪われてしまった件について、学校としての対応について質問しました。

植田教育監からは、市教育委員会において2025年日本国際博覧会の教育的意義や機運の醸成については認識しており、今後は、市長部局と連携する中で、教育活動を通じて児童、生徒の学びの機会を確保できるよう各校に周知してまいります。

また、大江教育長からは、児童、生徒が将来にわたって主体的に学び続ける態度を養う観点からも、その教育的意義について各校に周知し、児童、生徒がいのち輝く未来社会のデザインを認識できるような教育活動を促してまいりますと力強い答弁を頂いておりますが、複数の保護者からは、答弁のような授業ではなく、大阪府からのパンフレットを配っただけと複数の保護者から報告を頂いております。

そこで伺います。万博についての教育の確保について、教育的意義等の教育を確保するために、市長部局と連携をしてどのような教育をいつ行うなどの周知をしたのか、これからなのか。対応について、教育監、教育長、お聞かせください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

2025年日本国際博覧会の開催に伴い、各家庭には、教育的意義を示したシティプロモーション推進室や

本市教育委員会が作成したリーフレットを配布させていただきました。

また、児童、生徒には、専用教材の学習読本ジュニアEXPO2025を配布した上で、総合的な学習の時間や各教科におきまして、2025年日本国際博覧会の理解を進める学習の機会を設けるよう各校へ周知しました。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育長。

○大江慶博教育長 ただいま担当が御答弁申し上げましたとおり、2025年日本国際博覧会の教育的意義につきましては、関係部局と連携をし、各家庭及び各校に周知しており、引き続き関係部局と連携する中で、開催期間にこだわらず、児童、生徒が学ぶ機会を確保できるよう丁寧に対応してまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 今、頂きました答弁では、リーフレットを配っただけではなく、学習機会をしっかりと各校で授業として受け入れて、総合的な学習を行うということなので、期待をさせていただきます。また、ちゃんと学習がなされたかどうかをまた検証をお願いいたします。

学校行事で参加を見合わせたことにより、共働き家庭や個別参加が難しい家庭の児童、生徒がいるかもしれません。その状況を理由に、今、申した万博の意義教育を授業に取り入れられない理由づけにされてしまうかもしれませんが、そうなれば教育格差により教育の場を奪うことになるのではないのでしょうか。これについてはどう対応していくのか、教育監、教育長、お聞かせください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

万博への個別参加の有無を理由に、児童、生徒がその意義について学ぶ機会を得られないということはありません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育長。

○大江慶博教育長 当該招待事業への参加の有無に限らず、既に学校においては、経験や知見の異なる児童、生徒が集い、学んでおります。当該招待事業の参加を前提とした授業や取組はないものと認識しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 市教育委員会は、万博児童、生徒招待事業の参加の判断には、様々な諸課題や懸念事項の解消が最も重要であるという考えの下、大阪府に12の大項目と多くの小項目を質問されました。大項目の中の8項目は、トイレの場所、便器や個室の場所、個数、暑さ指数測定器が設置されているか、救急体制の整備、救急時の医務室の確保、突然の雷雨の避難場所等でありました。

本年1学期に実施した校外学習の行き先は、4年生、くるくるプラザ、5、6年生は万博公園、奈良公園、大阪城公園などの公園が多かったと仄聞していますが、これらの行き先は懸念事項が解消されているから、校外学習で連れていっているのでしょうか。懸念事項は国際博覧会だけに適用されたことなののでしょうか。全ての校外学習に対して、諸課題に取り組んでいると思うのですが、1学期の校外学習先は、市が懸念する事項が解消されているとお考えでしょうか。市の考えをお聞かせください。

また、これらの懸念事項への対応は、誰が判断をしているのかも聞かせください。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 各校で実施する校外学習につきましても、実施時期、行き先、対象学年等が異なるため、実施に向けての懸念事項につきましても、各校がそれぞれで設定しているため、市として一律に設定はしていませんが、2025年日本国際博覧会に特化した事項以外の点につきましても、下見などで安全確認をした上で、校長の判断により実施しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 今の答弁では、万博特有の懸念事項は入ってませんが、ほかの懸念事項は全ての校外学習に適用されている、対象学年ごとに懸念事項が違うので、それぞれ学校で設定し、校長が判断をするという答弁でした。

であれば、万博においても、対象学年ごと懸念事項を設定し、校外学習として実施するか否かは校長判断に任せるということができたのではないのでしょうか。実際、1学期の校外学習は各学校で対応し、校長が判断をしています。万博だけが各学校ではなく、小学校1年から中3まで一緒に判断を下したことは、辞退ありきの判断だったと言わざるを得ません。本当に残念な結果だったと思います。残念な結果を出された本市の方々に聞いていただきたいのですが、他市で学校行事として万博に参加した学校の取組を紹介させていただきます。

校外学習実施日を3年から6年の高学年のグループと1、2年の低学年グループに分け、2日間に分けて校外学習を行った。実施学年以外の学年は休業日とし、引率は教師全体で行った。バス代はPTAが補助を出し、市もバス代の公示額と実際の料金との差額を補助することを決定した。そうして保護者の負担の軽減を行った。

4月6日の万博テストランにて実戦を想定した下見やコースの確認や問題点の対策を行い、本番を迎えた。事前に入るパビリオンについて調べるなどの学習を行い、後日、教室で見学したパビリオン、国、万博について自分の言葉で感想を発表し合った。子供たちは、楽しかった、多くの国の人と英語で交流ができてよかった、という意見があり、先生からも万博を校外学習として参加してとてもよかったという意見があったと記載された報告書を拝読しました。

私もスケッチブックを持って、コモンズ館等に入る小学生や大屋根リングを並んで歩いている児童を見て、学校教育として実践されて、この子供たちが大きくなったときに遠足で万博に行ったなということが大きな思い出となって心に残るんだと思います。

これを受けて、教育長と教育監、市長に学校行事にしなかったことへの感想を伺いたいと思います。市長、教育長、教育監お願いします。

○村口久美子副議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

2025年日本国際博覧会児童、生徒招待事業が、児童、生徒にとってかけがえのない体験ができる学びの場となることを期待していたことは、当初からお伝えをしているところでございますが、今もその考えに変わりはありません。

本市の多くの児童、生徒につきましても、大阪府から配布されたＩＤチケットを活用し、2025年日本国際博覧会を訪れていることを聞いております。児童、生徒が最先端の技術で未来や世界を実感し、代え難い体験ができる学びの場となり、これからの将来の夢や目標を見つけるきっかけになればと思います。

以上でございます。

○村口久美子副議長 教育長。

○大江慶博教育長 学校行事にできなかった感想という御質問ですが、本市においては、学校が年間行事を決定する前年度3学期時点で児童、生徒の安全が確保できるという確信が持てず、校長会とも情報共有を行い、やむなく活用を見合わせたものでございます。

教師全員で引率をした他市事例を御紹介いただきましたが、本市の小学校6年における臨海学習においても、活動場所が遠方であること、宿泊を伴うことに加え、活動中の事故が直接人命に関わることもあることから、第6学年以外の教員も総動員して実施をしております。

御紹介のあった学校を含め、校外学習として活用された学校におかれましては、配慮すべきリスクが相当あるものと想定した上で実施をされているというように推察をいたしました。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 御紹介のような情報もあろうとは存じますが、もちろん賛否は分かれるところでございます。万博に子供が行くことの意義は理解するところですが、義務教育の校外学習として実施をする条

件が、残念ながら整わなかった、するしないの判断ができなかった。

それは、なぜかというのは、御質問の中で御紹介をいただいたとおりです。そのことを本市としても、教育委員会としても、今も残念に思っております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 答弁ありがとうございました。

そうは言っても、やはり学校でそれぞれの校長先生が判断をするというふうに校外学習についてもされてるわけですから、せめて学年ごとに小学校と中学校と分けたりして、そういう形で判断をしていたければというふうに思います。

本市の職員さんにも聞いているんですが、万博について、本市の職員さんに行きましたかというふうに聞いているんですが、中には子供が興味を持たないので連れていってませんという職員さんもいらっしゃいました。ということは、親御さんの関心次第では、万博には行かないし、かけがえのない体験もできない吹田の子供さんがいるということです。このことを念頭にしっかりと授業に取り組んでいただきますようお願いをしまして、私の質問を終わります。

○村口久美子副議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 早速質問させていただきます。

議案第83号 令和7年度吹田市一般会計補正予算（第2号）に、介護保険施設管理事業における一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団への運営費負担金の支出として9,000万円があります。

まずは、この負担金についてお聞きます。この負担金を吹田市が負担する法的義務はございますか。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団は、本市が設立した外郭団体ではあるものの、独立した法人であり、今回の負担金を支出する法的義務はないものと認識しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 この負担金を吹田市が負担する契約上の義務はございますか。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 吹田介護老人保健施設の指定管理に係る当該事業団との協定書において、当該事業団の経営が悪化した際の取扱いに関する規定はございません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 吹田市が法的な義務や契約上の義務がないにもかかわらず、特定の法人の運営をサポートするために、市民の財産である公金で運営費を負担することは、慎重に審査しなければなりません。対象の法人の経営責任の所在について教えてください。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 当該事業団の経営責任は、当該事業団自身にあるものと認識しておりますが、その設立の経緯や関係性から本市にも設立者として道義的責任はあるものと認識しております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 この負担金を吹田市が負担しようとする根拠をお教えてください。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 今回の負担金は、吹田市介護老人保健施設の利用者に対するサービスの提供体制の確保を目的に、本市の外郭団体であり当施設の指定管理者である当該事業団に対し、設立者である本市の責任において支出するものでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 この負担金を吹田市が負担することの意義をお教えてください。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 今回の負担金により、現在当該

施設を利用されている方々への当面の間のサービス提供体制の安定化を図り、安心して当施設を御利用いただくため、支出するものでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 吹田市が運営負担金を支出することにより、設立者として社会的責任を全うしようとするについては、一定の理解はできます。福祉施設の運営が破綻してしまうと、利用者や従業員などに多大な影響を与えることは容易に想像できます。

しかしながら、これは対象の法人のみならず、本市を含む多く存在する社会福祉法人や医療法人、株式会社などが運営する福祉施設も同様ではないでしょうか。

市内で同規模、またはそれを上回る規模の福祉施設を運営する例示したような法人が財政的な理由で運営ができなくなる危機に陥った際、本件補正予算で御提案されているように、本市はその運営を運営負担金の支出などにより財政的にサポートされますか。福祉部と副市長にお聞きします。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは担当からお答えいたします。

このたびの負担金は、当該事業団の設立者としての責任において支出しようとするもので、本市と直接の関係のない法人への対応とは異なるものと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 吹田市介護老人保健施設は、介護サービスがまだまだ不十分な社会状況の中、吹田市が平成3年（1991年）に先駆的に事業団を設立し、翌年に開設に至ったものです。平成12年（2000年）に始まった介護保険制度下においても、特別養護老人ホームに入所できない方の受皿にもなるなど、吹田市の高齢福祉施策にとって重要な役割を果たしてまいりました。

このたびの負担金の支出は、公的施設の利用者に

対するサービス提供の確保に加え、本市と当該事業団との関係性に基づくものであり、一般的な法人とは異なるものでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 さきに例示したような法人が運営する福祉施設の運営が財政的に困難になってきた場合や運営を廃止しようとする場合、財政的に破綻する前に他の法人が運営する施設での利用者の受入れを調整したり、従業員への契約上や法的義務の履行のための準備をしたり、その社会的責任を果たそうとすることが通常ではないでしょうか。

それでも、利用者や従業員に不利益な影響を与えてしまう可能性があります。このような場合、その利用者数や施設の規模等を鑑みて、行政としてその社会的影響を緩和するために対応を検討されるかもしれません。利用者の他の施設での受入れや従業員の再就職により福祉サービスの質と量を確保するために対応をされることは、考えられるものと存じます。

ただし、財政的な支援については極めて慎重に検討されることと存じます。当該事業団に関しては、吹田市に経営責任がない法人であり、財政的な支出は極めて慎重に検討されることとなるのではないのでしょうか。先ほどの御答弁や会派代表質問での御答弁と重複することもあるかと存じますが、ここで予算提案されております一般財団法人吹田市介護老人保健施設事業団への運営費負担金の意義と必要性を確認させていただきます。

意義として、社会的に福祉サービスの質や量を確保することは含まれますか。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 今回の負担金によって、当施設のサービス提供体制の確保を図ることで、本市における福祉サービスの維持に資するものと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 コロナ禍以降の急激な変化が事業団の経営に与えた影響が大きいことは、その理由に含まれますか。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 当該事業団の経営に関して、コロナ禍以降の急激な変化は大きく影響しているものと認識しており、今回の負担金が必要となった要因の一つであると考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 設立者としての当該事業団への責任を果たすという目的は、含まれますか。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 当施設におけるサービス提供体制の確保のため、当施設の運営を目的に設立された当該事業団に対し、設立者としての責任において負担金を支出するものでございます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 吹田市の職員が、理事長をはじめ理事や監事を務められてきたことを鑑みて、吹田市が運営負担金を負担するという観点は含まれますか。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 本市の職員が当該事業団の役員を務めてきたことにつきましては、本市と事業団との関係性において重要な要素であると認識しておりますが、今回の負担金を支出する直接の理由ではございません。

以上でございます。

○村口久美子副議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 会派代表質問への御答弁では、本市が設立した外郭団体であり、当施設を取り巻く社会情勢や経営環境は変化する中においても、本市が求めるサービス提供を継続されてきたこと。その中でコロナ禍以降の急激な変化が事業団の経営に与えた影響は大きく、結果として、収支が急速に悪化

したことを、本市の責任において負担金を支出することはやむを得ないことの理由とされていました。

コロナ禍で経営に影響を受けたのは、さきに例示したような法人が運営する福祉施設の運営も同じではないでしょうか。COVID-19の感染症に関連して補助金などを受けたり、それでも困難な運営や経営を強いられたりしたことは、当該事業団も同じではないでしょうか。だとすると、専ら本市が設立した外郭団体であることは、その理由であるとも捉えられかねません。

ここで、経営責任についてお聞きします。先ほど述べましたとおり、急激な変化は他の法人が運営する施設や法人の経営も同様であり、そのような社会的変化に対応していくことは、経営者の責任であると存じます。当該施設の運営や事業団の経営に関しては、その事業や財務状況を鑑みて運営の継続が困難であれば、その事業や財務の範囲で廃止に向かうことも経営者の経営責任であると存じます。

また、設立者として本市にも責任があるとするならば、吹田市民に財政的な負担を負わせる負担金を負担をするのではなく、その事業や財務の範囲で廃止に向かわせさせることも設立者として取るべき責任なのではないでしょうか。福祉部及び副市長の見解をお聞かせください。

○村口久美子副議長 福祉部長。

○梅森徳晃福祉部長 まずは担当からお答えいたします。

当該事業団につきましては、本市の設立趣旨に即した事業運営が求められていること、多くの介護老人保健施設のように、医療法人等による病院等一体経営ではないこと、土地及び建物が本市の所有で裁量の余地がないこと、施設の老朽化が進んでいることなどから、例えば、社会的な変化に柔軟に対応して事業形態を変更するようなことができない状況にございます。

また、コロナ禍による影響につきましても、公的施設の指定管理者であるため、一部の補助金の対象外になったこと、利用料金制であるため、本市の光熱費高騰に係る指定管理料増額対応の対象外になったことなど、当該事業団にとってより厳しい状況に

あったものと認識しております。

また、今後の方向性につきましては、当該事業団の財務状況も踏まえ、在り方検討の中で判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○村口久美子副議長 春藤副市長。

○春藤尚久副市長 当該事業団の経営は非常に厳しく、今回の負担金による財政的支援を行わなければ、利用者へのサービス提供が維持できない状況にございます。

まずは、当面のサービス提供体制をしっかりと確保した上で、御指摘の点も踏まえ、今後の在り方について検討を速やかに進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 先ほど運営負担金の意義や必要性4点をお答えいただきました。本件を含む予算案は、委員会付託が予定されておりますので、本市が設立した外郭団体であること以外にも、十分にその意義や必要性があることが説明され、提案されている負担金の額が目的を果たす必要最低限の金額であることが確認されることを待ちたいと思います。

また、本市が設立に関与した外郭団体であることが、本市が法的や契約上の義務がなくとも、その運営の財政的負担をする理由の一つとなるということでありましたならば、今回の運営負担金予算提案を機に、他の外郭団体についても、本市が設立に関与したことによる責任を可能な限り吹田市が財政的な負担をすることなく全うできるように、それらの運営や財務状況について確認を行い、対応をされることを求めます。

なお、それらの確認や対応は、従来の方ではこのたびのやむを得ない負担金の支出の予算提案に至っている現状を鑑みて、確認方法や対応に至るためのプロセスの確認なども併せてお願いします。

吹田市監査委員会からの出資団体監査に關しての報告で、経営や運営に課題などを提起されている団体については、特に早急に確認やその対応を市長にお願いします。市長の御見解をお聞かせください。

○村口久美子副議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

外郭団体の運営、財務の状況につきましては、外郭団体の在り方に関する指針に基づき、各団体所管部局において毎年度の活動状況評価の中で確認、把握に努め、必要に応じて団体に対して助言、指導等を行うことといたしております。

各団体が健全な経営基盤の下に必要な事業を安定的に運営できる状態となっているか市が確認できるプロセスは重要であると考えており、今回の事案も踏まえ、所管部局とも調整しながら必要な検討を進めてまいります。

以上でございます。

○村口久美子副議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 外郭団体につきましても、御指摘のとおり一つの法人です。

では、法人は全て対等公平かと言いますと、公共的役割を果たしてもらうために設立をされた外郭団体という法人は、その他の法人と同一視をすべきではない。その考えに基づいております。その特質を考慮した上で、必要な見直しに取り組む責任も市のほうには課されております。その際、単なる費用対効果論とならないように留意をして、今後の在り方というのを責任を持って検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○村口久美子副議長 31番 橋本議員。

（31番橋本議員登壇）

○31番 橋本 潤議員 今、市長のほうから公共の役割を果たす法人ということで、一般的な株式会社とか同じようなことではないですよということでお答えいただいたと思います。

外郭団体に対して、各所管は吹田市が必要とするサービスを担ってもらっている。だからこそ、それらの団体が提供されるサービス自体の需要が低下してきたり、財務状況が悪化してきたりしていても、所管としては客観的に捉えて対応していくこと。特に、需要が減ってきたからといって廃止を検討する

ということは、なかなか困難な部分があると思います。

先ほど、福祉部長の御答弁は、対象の団体の置かれる困難な状況をよく御説明いただいて、対象の団体がこれまで果たしてこられた役割に対する敬意というか、感謝というようなものを感じるものでありましたし、そういった思いやりも感じられるものだったかと思います。

しかしながら、そのサービスの需要や必要性、また損益を含む運営状況や財務状況は、それらの思いとは別に客観的にしていかなければいけないのではないのかなと思います。

今回の予算提案自体がやむを得ないものという御答弁も頂いてますので、やむを得ない状況に陥らないためにはという部分がですね、やっぱり、これは必ずしも所管だけではなく、行政経営部さんも含めて、また大きな組織的な判断という面では副市長、市長にもしっかり見ていただきたいなという部分だと思ってます。

今の行政経営部長のほうからも今回の事案を踏まえて、今後、対応していただけるということです。ぜひ、何と言いますか、外郭団体、先ほど市長からも御答弁頂いたお言葉の中からも、福祉部長からのお言葉の中にも、やっぱりこれまでやってきていただいたとか、公共の役割を果たしてきていただいたことへの思いって当然あると思うんですけれども、やっぱりどっかで、どっかのタイミングでトップがだったり、決定する方が時には嫌われなきゃいけないとか、厳しい判断をしなければいけないときっていうのもあると思います。決して、この対象の団体だけを言っているわけではありませんし、この対象の団体のことだけで今、言ってるわけじゃないんですけれども、そういうところ、所管任せではなく、そういう思いではないと思いますけども、行政経営部のほう、組織的に経営、運営しっかり見ていただいて、市長、副市長にはそういった必要な決断があればしっかりと対応していただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○村口久美子副議長 定刻が参りまして、しばらく会議を続行いたします。

○村口久美子副議長 議事の都合上、午後3時30分まで休憩いたします。

（午後2時56分 休憩）

（午後3時30分 再開）

○矢野伸一郎議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。引き続き質問を受けます。33番 高村議員。（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 大阪維新の会、高村です。3番のその他は取下げいたしまして、順番に質問してまいります。

共同親権の制度改正が令和6年5月に成立し、公布から2年以内、遅くとも令和8年5月までに施行されます。共同親権とは、父母が婚姻しているかどうかにかかわらず、子供の利益を第一に父母双方が親権を行使できる制度です。これにより、子の養育に関する責任と意思決定を父母が共同で担うことが明確化されました。

この制度改正は、学校現場にも影響を及ぼします。学校行事への保護者参加、情報提供、面談など、父母双方が関わる場面が増え、学校としての対応がより重要になってまいります。

しかし、現在本市は、行事参加の可否や入場手続が学校ごとに異なり、同居親の同意を求める学校もあれば、祖父母は入れるが、別居親は入れないといった運用も存在するのが実態です。こうした判断は校長の裁量に委ねられていることが多く、学校間で差が生じています。

また、実子連れ去りや親子断絶が背景にあるケースでは、父母間での協議が事実上困難となり、結果的に子供の交流機会が一方的に制限されることもあります。

現状のまま共同親権が施行されると、過度に厳しい運用では親子の交流機会を不必要に制限するリスクが、また逆に緩い運用では、安全配慮の義務が問われるリスクが内在します。これは、法令適合性や説明責任の観点からも課題と言えるのではないでし

ょうか。だからこそ、市としては安全確保と父母双方の教育参加、そして子供の最善の利益をどう両立させるかを検討し、統一的な基準や手順を整理して現場を支える体制を整えることが必要と考えます。

具体的には、DVなど明確な危険がある場合には、厳格に制限する一方、それ以外は、本人確認や事前登録、当日の動線管理などで必要最小限の制約にとどめるいわゆるリスクベースの基準運用を市として整備する意義は大きいと考えます。以上を前提として、以下お尋ねいたします。

現在、行事参加の可否や入場証の配布、当日の受付手順は学校現場に委ねられていると承知しています。しかし、実態が明確でなければ、共同親権施行後の統一的なルール整備も進められません。そこでまず、本市として各学校の運用実態をどの程度把握しているのか伺います。校長へのヒアリング、アンケート、相談件数の集計など具体的な把握手段と直近の結果があればお示しください。

別居している親御さんから行事参加を希望する声は、全国的に見るとたくさんありますので、本市においても一定数、存在すると推測されます。本市としてそのような事案を把握しているのか、また発生した場合に教育委員会として学校へどのような助言や指導を行ったのか、具体例があればお示しください。

参加可否や入場条件の判断は校長の裁量によるものか教育委員会の内規、通知に基づくものか。もし、基準や文書が存在するならば、その内容と適用範囲をお示しください。基準がない場合は、その事実を含め、現状をお示しください。

改正民法が明確にうたう親権は、子の利益のために行使されるという趣旨を踏まえれば、子供の意思の把握は極めて重要です。児童、生徒が両親とも来てほしいと希望した場合、どのように意思を確認し、誰がどの手順で対応しているのか、記録や判断の一貫性が担保されているのかについても御説明ください。

2番、DXについてお伺いいたします。

自治体DXは、本市でも一定の前進を見せていますが、重要なのは導入そのものではなく、実効性をどう図り、市民の成果へどう還元するかです。限ら

れた予算、人員の下で投資の優先順位を明確にし、続けるべきことと見直すべきことを峻別しながら全庁的な設計の下で改善を積み上げていく必要がございます。あわせて、AI等の新技術の活用は、ガバナンスとデータ活用の設計があってこそ価値が高まります。

また、セキュリティは守りの整備に加え、実践的検証で実効性を確かめる視点が欠かせません。最終的にこれらを支えるのは人材と学習する仕組みです。以上を踏まえ、以下質問いたします。

本市におけるDX施策は、一定の成果を上げつつありますが、現状は業務単価での効率化にとどまり、全庁的な情報システムアーキテクチャとして設計されていないのではないかと懸念しております。

例えば、どの施策が市民の時間削減や満足度向上にどれだけ寄与したのかを定量的に追跡する仕組みは整備されているのでしょうか。仮に、全庁横断での成果測定が存在しない場合、部分最適の積み重ねにとどまるおそれがあります。多額の費用を投じている本市のDXにおける成果が見えなければ、市民からの信頼を失う危険もあります。市として市民起点のアウトカム評価と情報システムアーキテクチャ設計をどのように統合し、その成果を市民に還元していくのか現状と今後の方針について御説明ください。

本市における生成AIの活用は、現在、一部の業務に限定されていると認識していますが、他部門での活用拡大や住民情報、アンケート、利用実績といった行政が保有する各種データとのAPIやメタデータ等の有機的な連携によって業務効率化や政策形成の質的向上、そして市民サービスの改善につながることが期待されます。市として、生成AIの利活用に関する今後の方向性や構想、さらにそれを支えるガバナンス体制の整備状況について、市民への成果還元の観点も含めて、現時点での方針をお示しください。

近年、自治体情報システムにおいて、クラウド移行が加速しています。本市においても、利便性やコスト削減の観点から、クラウドサービスの導入が進んでいると承知しております。

一方で、特定ベンダーに依存し過ぎることで契約更新時に選択肢が限定され、コスト増や機能制約が生じるベンダーロックインのリスクが全国的に指摘されております。そこで伺います。

本市として、国の標準仕様に従うだけでなく、契約条項を精査し、対象システム、スケジュール、切替え時の業務継続、リスク評価を含む移行計画を策定し、複数ベンダーを比較検討するプロセスや将来切替え時のコスト試算をどのように行っているのか。ベンダーロックインのリスクをどのように考え、回避、軽減する方針等について御所見をお聞かせください。

行政によくありがちなこれまで導入されたデジタルツールや業務プロセスの中には、目的に適さなくなったものや重複、形骸化しているものも存在すると考えられます。レガシーシステムが残存している場合は、なおさら見直しや整理を進める必要がございます。やめることリスト、要するに、業務棚卸しと廃止判断を仕組み化することは重要であり、技術的負債の可視化、評価を行う体制の整備が重要であると考えます。市として、この点に関する現状と課題認識、今後の取組方針について御説明ください。

本市では、現在、不正アクセスを防ぐ仕組みや監視体制など一定のセキュリティ対策は整備されていると承知しています。一方で、近年のサイバー攻撃は高度化、巧妙化しており、従来型の対策だけでは不十分であると指摘されております。

その対策の一つとして、攻撃者の視点から実際に侵入を試みることで防御の実効性を検証する実践型セキュリティ演習として、レッド・チーミングがあります。本市としても、こうした手法を今後のセキュリティ強化の選択の一つとして検討されてはいかがでしょうか。実施に向けた可能性や外部専門人材を活用した継続的運用体制の構築についてどのようにお考えかを御見解をお聞かせください。

DXを継続的に推進していくためには、技術を導入するだけでなく、それを活用し改善を継続できる人材の存在が欠かせません。

しかし、現状、本市においては、高度なデータ分析やシステム改善を自ら担える職員は限られており、

そのほとんどを外部委託に頼らざるを得ない状況にあります。外部委託はDXを効率的に進める上で欠かせませんが、委託先に任せ切りになると、職員側に知見が残らず、改善や仕様変更のたびにコスト増につながる懸念がございます。

私がここで言う内製化とは、全て自前開発することではなく、職員が設計意図や仕様を理解し、委託先を適正にコントロールできる体制をつくることを指します。本市として、データ分析の研修やシステム担当職員の育成、民間との人材交流などを通じて、この内製化的取組を進めてはいかがでしょうか。課題認識と今後の方向性についてお聞かせください。

以上で1回目の質問を終えます。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは学校教育部より御答弁申し上げます。

親権の行使方法等の法改正における各校の実態及び別居親からの行事参加の希望につきましては、教育委員会として把握をしておりますが、学校及び教育委員会が個別に相談をお受けした際には、学校から同居親に連絡をし、親権者、非親権者間で協議した結果を学校に御報告いただいた上で、対応をさせていただきます。

行事等への参加の可否につきまして、学校は基本的に親権者の参加を認めるものではございますが、児童、生徒の安全確保の観点からも、別居親の行事への参加希望がある場合は、児童、生徒の意向確認も含め、同居親と事前に協議を行っていただき、学校に対してあらかじめ申し出ていただくことが必要となります。最終的には、親権者、非親権者間での協議結果に基づいた対応となります。そのため、改正された法が施行された場合におきましても、親権者間で児童、生徒の健やかな成長と利益を最優先にして協議をいただくことが最も大切であると認識しております。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 行政経営部長。

○今峰みちの行政経営部長 次にDX、デジタルトランスフォーメーションに関します数点の御質問につきまして、行政経営部から御答弁申し上げます。

まず、DXの成果の可視化でございますが、デジタル政策1.0に基づき、全庁一体的に関連施策を推進しており、取組ごとにPDCAサイクルを実行することで定量的、定性的な効果を測定し、その評価や分析結果をホームページで公開いたしております。今後も引き続き、各取組が市民の信頼を得られるよう努めてまいります。

次に、生成AIの活用につきましては、利活用のガイドラインを策定し、全庁的なガバナンスの下、実証実験を実施いたしております。生成AIは、未知の部分も多い技術であるため、まずは、影響範囲が限定される内部事務への適用を優先し、業務効率化を通して市民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、ベンダーロックインのリスクにつきまして、主に費用高騰のリスクを認識しており、リスクに対するコントロールといたしましては、システム更新時等に競争原理が働きやすい標準的な技術や仕様によって構築を行うことが最も有効であると考えております。そうした対応策といたしまして、ベンダーロックインに関するリスク等を記載した情報システム調達ハンドブックを作成しており、庁内に周知を図っております。

次に、デジタルツールや業務プロセスの整理につきましては、デジタル政策1.0のビジョンの一つであります人材と財産の無駄のない活用に基づきまして、スクラップ・アンド・ビルド等の観点を常に意識して取組を進めております。また、PDCAサイクル実行の仕組みを確立していきます中で、廃止を含めたシステム等の精査についても検討してまいります。

次に、サイバー攻撃への対策といたしまして、現在、主要な業務をインターネットから分離する三層分離モデルの整備によりまして、外部からの侵入リスクの低減を図っております。そうした中、レッド・チーミングといった実践的検証の導入は現時点では考えておりませんが、サイバー攻撃は日々高度化、巧妙化していることから、引き続き外部専門事業者からの支援も活用し、持続可能なセキュリティ体制の構築に努めてまいります。

最後に、人材面では、庁内全体のセキュリティーを含むDX推進に向けた意識の底上げと委託事業を適切に管理できる人材の確保、両面の課題がございます。

まず、意識向上として、各所管のシステム担当者を対象とした内部研修等の充実を進めております。また、人材確保として、令和3年度から情報技術に関する資格を有する人材を継続的に採用しております。今後とも、これらの取組の成果を生かしながら、持続可能なDX推進体制の維持、強化を図ってまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

(33番高村議員登壇)

○33番 高村将敏議員 2回目の質問をさせていただきます。

教育監からはですね、ちょっと塩対応な御答弁でございまして、少し残念な感じでした。再質問させていただきます。

親権者間で協議いただくことが最も大切との御答弁がありましたが、現実を直視してください。実子連れ去りや親子断絶が起きている家庭で、当事者同士の協議など成立しません。協議ができる親であれば、そもそも深刻な対立には至らず、この場で問題提起する必要もありません。結果的に、同居親の意向だけで判断が行われ、子供の意向は形だけ確認されるにとどまり、親子断絶が固定化される。これが現場で起きている現実でございます。

共同親権が施行されれば、父母双方が親権者であることが前提となります。同居親の同意を前提とした現行運用を続ければ、一方の親権者の意向で他方の親権者が事実上排除される可能性があり、子供の最善の利益に反するおそれがあります。市として、結果的にそうした不均衡を容認する立場にならざるを得ず、法改正の趣旨との整合が問われることになるのではないのでしょうか。

また、学校ごとの個別対応や校長裁量に委ねる運用も問題です。基準も例外条件も示されないまま学校現場に丸投げすれば、学校間で対応がばらつき、苦情や訴訟リスクが増すだけでなく、校長や担任が

板挟みになり精神的負担を強いられます。本来、教育委員会が現場と子供を守るために先頭に立って整理すべき課題です。だからこそ、今、求められているのは、DVや接近禁止命令といった安全確保のための特別なケースを明確に定義し、その手続や証明方法を定めること、本人確認や動線管理の手順、子供の意向の聞き取り方法、記録様式、異議申立て手続を明文化し、学校が基準に沿って判断したと胸を張って言える仕組みをつくることです。

教育長に伺います。現場に過度な負担を押しつけるのではなく、市が責任を持って基準と運用体制を整え、子供の権利と安全、そして学校現場の安心を両立させる方針を明確にすべきではありませんか。御見解をお聞かせください。2回目の質問を終えます。

○矢野伸一郎議長 教育監。

○植田 聡教育監 まずは担当より御答弁申し上げます。

親権者双方から矛盾した内容の意思が示された場合、親権者相互の人権尊重や共同義務の観点及び子の利益の観点から、協議することが望ましいとの見解が法務省から示されており、学校は親権者に事実関係を確認し、親権者の協議結果に基づいて対応をさせていただくことになります。

なお、最終的に親権者双方の協議を経ても考えが異なる場合には、学校行事等におきまして同居親が単独でその決定ができるとの法務省の見解を踏まえ、対応することになります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 教育長。

○大江慶博教育長 学校では、入学時あるいは新学期当初に御家庭から提出をされた書類にて個々の児童、生徒の保護者を確認しておりますが、その際に親権の有無を確認することはなく、家庭の事情により親権を有する父母と同居しないケースを含め、多様な家族構成に対応していることは御承知のとおりでございます。学校行事や個人懇談等は確認をさせていただいたその保護者に通知した上で、各校において必要な対応を御家庭と決定しておる現状がございます。

今後は、御質問の共同親権に係る法解釈、これをまずは学校が正しく理解すること、そのことで法が示す子の利益が確実に担保されるよう、校長指導連絡会等の機会を捉え周知に努めてまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 3回目は意見とさせていただきます。

教育監から頂いた御答弁は、私の質問の趣旨を理解されていないのか、正面から向き合っていないと感じております。法務省の見解に沿って運用するという姿勢はもちろん理解できますし、現行法において妥当かもしれません。しかし、私が正したのは、法務省の見解を紹介してほしいのではなく、共同親権施行後の社会環境の変化を見据え、市としてどのように制度設計し、現場を支え、子供の利益を守るかという未来に対する準備でございます。

共同親権の施行は、父母双方が子に対して養育責任を負うという社会の大きな転換点であり、学校現場に新しい判断や調整を求める局面を確実に増やします。特に、実施連れ去りや親子断絶が生じている家庭では、当事者間の協議が成立せず、結果として、一方の親が排除され、子供の交流の機会が失われる現実があります。また、DVや接近禁止命令など、子供や同居家族の安全を最優先に確保しなければならない事案も存在します。

何度も言いますが、こうした安全確保と親の権利、子供の利益の調整で当事者間の協議が調わない場合、学校現場が結果的に最終判断を迫られる構造になっており、これは現場にとって過大な負担となります。現場に負担を委ねるのではなく、教育委員会が一元的な基準と運用体制を整え、学校が安心して判断できる環境をつくることが不可欠でございます。

その際には、DV、保護命令などの高リスク事案を適切に切り分ける手順、子供の意向を安全かつ公正に聴取し記録する方法、実子連れ去り、親子断絶事案への対応ルール、以上の3点を明文化し、現場が基準に沿って対応できたと説明できる仕組みを整

えるべきであります。

さらに、複雑な家庭状況や対立がある場合には、学校だけでは解決できませんので、家庭裁判所、子ども家庭センター、スクールソーシャルワーカーなど専門機関と連携できる仕組みを整備し、学校が孤立せずに対応できる体制をつくる必要があります。

何よりも忘れてはならないのは、私たちが守るべきは子供の利益であるということです。親の対立や制度の空白に子供を巻き込まないこと、そして学校現場が過剰な負担やリスクを背負わずに済むこと、その両立こそが市と教育委員会に課せられた責務だと考えます。

以上を踏まえ、教育委員会として、把握していないと答弁されていた現場の実態把握、そして共同親権施行に備えた基準づくりと安全管理体制、外部機関連携の仕組みを早期に検討し、現場と子供を守る制度設計を進めることを求めます。

DXのほうの意見といたしましては、PDCAサイクルを公開していることについては評価できるというところではございますが、公開内容はかなり限定的で、アウトカムの定義、全庁横断のKPI設計、アーキテクチャ連動等には触れられておらず、少々残念でございます。

生成AIについては、既に市民サービスに移行している自治体もございますので、実証実験をずっと引っ張ってここまで来ましたが、もうそもそも一歩先に進めてはどうかと思うところがございます。

全体的には少し高いボールを投げさせていただきましたが、決して無茶なボールではないと思っております。今のIT技術の進展は、生成AIやクラウドをはじめ日々加速度的に進んでおり、また国際情勢や社会の変化も相まって行政が活用できる技術は、今後さらに多様化、複雑化していくことが予想されます。

その一方で、自治体を持つ予算や人的リソースは限られており、全ての新技術を網羅的に導入することは現実的ではありません。だからこそ、投資対効果、ROIですね、こちらや利用実績を踏まえた優先順位づけ、業務棚卸しによる不要施策の見直し等、

取捨選択を明確にし、限られた資源を最大限に生かして市民にどのような成果を還元できるかという視点を常に問い続けることが重要でございます。

行政におけるDXは、我が会派の同僚議員からも質疑で発言がありましたけれども、単なる効率化だけではなく、将来にわたって市民生活の質を高め、安心と利便を確保するための基盤であるべきと考えます。今、まさに変化の時代においてこそ、柔軟で持続可能なDX推進が求められており、また部分最適ではなく、全庁的なアーキテクチャの中で一步一步成果を積み上げていくことこそが行政にも求められていると考えます。

本市におかれましても、不断の改善と挑戦を積み重ね、市民のために最適な形でデジタル技術を活用していただくことを強く期待しております。長々と失礼いたしました。

以上で質問を終えます。

○矢野伸一郎議長 33番 高村議員。

ただいま議題となっております各議案につきまし

ては、お手元に配付いたしてあります付託案件表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

なお、各常任委員会委員長から、クラウド上などに掲載してあります招集通知のとおり、委員会が招集されていますので、御承知願います。

○矢野伸一郎議長 次に、日程3 議案第84号及び議案第85号を一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております各議案につきましては、お手元に配付いたしてあります付託案件表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

【会議録（速報版）】 校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

○矢野伸一郎議長 次に、日程4 報告第28号を議題といたします。

理事者の報告を求めます。行政経営部長。

（行政経営部長登壇）

○今峰みちの行政経営部長 御上程いただきました報告第28号 令和6年度吹田市決算に係る地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率等に関する報告につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書5ページをお願いいたします。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法の第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員に審査をお願いしており、その意見を付して御報告を申し上げます。

6ページをお願いいたします。

まず、1、健全化判断比率でございます。実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、赤字額が生じておらず、算定されないものでございます。

なお、一般会計等とは、一般会計のほか部落有財産、勤労者福祉共済、公共用地先行取得、病院事業債管理及び母子父子寡婦福祉資金貸付の各特別会計でございます。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率で、赤字額が生じておらず、算定されないものでございます。

次に、実質公債費比率は、一般会計等が負担する市債の元利償還金等の標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3か年平均で、0.5%でございます。

次に、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、充当可能財源等が将来負担額を超過しており、算定されないものでございます。

次に、2、公営企業の資金不足比率でございますが、これは公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率で、水道事業会計、下水道事業会計とも

に資金不足が生じておらず、算定されないものでございます。

下段に参考といたしまして、健全化判断比率の早期健全化基準及び財政再生基準、また公営企業の資金不足比率の経営健全化基準をお示ししておりますが、いずれの指標とも各基準を大きく下回っている状況でございます。

7ページから10ページには、監査委員の審査結果として、算定が正確である旨の意見書をお示ししております。

報告第28号の説明は以上でございます。

なお、追加議案参考資料の5ページから10ページに資料をお示しいたしております。御参照の上、よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

○矢野伸一郎議長 次に、議案第86号、議案第87号及び認定第1号から認定第11号までを一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。水道事業管理者職務代理者。

（水道事業管理者職務代理者水道部長登壇）

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 御上程いただきました議案第86号及び認定第10号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、令和6年度吹田市水道事業会計剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の11ページをお願いいたします。

本案につきましては、令和6年度決算に伴う剰余金の処分を地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て行おうとするものでございます。剰余金の処分案の内容といたしましては、別冊の水道事業会計決算書8ページに記載しております。未処分利益剰余金23億2,686万6,730円のうち、6億円を減債積立金へ、4億2,803万857円を建設改良積立金へ、12億9,883万5,873円を資本金へそれぞれ処分するものでございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第10号 令和6年度吹田市水道

事業会計決算認定につきまして、事業の概況を御説明申し上げます。

水道事業会計決算書の16ページ、17ページをお願いいたします。

まず、配給水状況についてでございます。

当年度の総配水量は、前年度と比べ0.9%増の4,185万3,560立方メートルとなりました。また、料金収入の基となる有効有収水量は、前年度に比べ0.2%増の3,978万4,477立方メートルとなり、有収率は95.1%となったものでございます。

次に、経営状況についてでございます。

収入面では、事業収入の根幹となる給水収益が、前年度に比べ2,412万7,455円、0.4%増の68億1,068万3,202円となりました。また、加入金が8,172万円、22.7%増となったことなどにより、収入の総額は前年度に比べ1億2,430万8,843円、1.6%増の77億8,746万1,480円となりました。

支出面では、賃借料や資産減耗費など、前年度に比べ減少した費用がある一方で、受水費が1億8,667万7,431円、9.2%の増、委託料や修繕費、減価償却費についても増となったことなどにより、支出の総額は、前年度に比べ2億5,403万8,684円、3.9%増の67億5,943万623円となりました。

この結果、収益的収支における純利益は、10億2,803万857円となるものでございます。

次に、建設事業等についてでございます。

建設改良事業は、第3次上水道施設等整備事業の下、水道施設の再構築事業を進めております。令和6年度は、管路整備事業、浄配水施設整備事業において各種工事を実施し、工事監理業務や管路工事に係る設計業務などの費用を合わせた建設改良工事費は、42億6,722万585円となったものでございます。

なお、これらにつきましては、企業債や国庫補助金のほか、建設改良積立金などの自己資金により充当したものでございます。

続きまして、17ページ後段からの経営指標に関する事項では、経営の健全性や施設整備の状況につきましておのおの関連する指標を経年的にお示ししております。

以上が事業の概要でございます。昨今の物価高の

影響はあらゆる分野に及んでおり、強靱な水道の構築に向け、施設整備を推し進めている本市水道事業においても大きなものとなっております。

経営面での厳しさが続くものと見込まざるを得ない状況の中にあっても、健全な水道システムを将来世代に引き継いでいくための取組は、先送りすることなく進めていかなければなりません。さらなる経営基盤の強化を図るため、すいすいビジョン2029の見直しに取り組み、持続可能な水道の実現に尽力してまいります。

なお、本決算書には、財務諸表に関する書類並びに附属書類を、また別冊の決算参考書には、各種明細書をお示ししておりますので、併せて御参照いただき、本決算につきましてよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 下水道部長。

（下水道部長登壇）

○愛甲栄作下水道部長 御上程いただきました議案第87号及び認定第11号につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第87号 令和6年度吹田市下水道事業会計剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の13ページをお願いいたします。

本案につきましては、令和6年度決算に伴う剰余金の処分を、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て行おうとするものでございます。

剰余金の処分の案の内容といたしましては、未処分利益剰余金18億5,037万4,423円のうち、7億6,938万6,100円を減債積立金へ、10億8,098万8,323円を資本金へそれぞれ処分するものでございます。

よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第11号 令和6年度吹田市下水道事業会計決算認定につきまして御説明申し上げます。

決算の内容でございますが、まず事業の概況を御説明申し上げます。

下水道事業会計決算書の16ページ、17ページをお願いいたします。

有収水量の状況についてでございますが、当年度の有収水量は前年度と比べ0.5%増の4,281万4,035立方メートルとなりました。

次に、経営状況についてでございますが、収入面では、事業収益の根幹となる下水道使用料が、前年度と比べ0.9%増加し、45億4,109万1,822円となりました。雨水処理費として一般会計負担金などと合わせた収益の総額は、前年度に比べ4億5,668万7,438円、5%増の95億5,816万4,599円となりました。費用面では、営業費用が前年度と比べ2億2,175万7,848円、2.9%増の78億5,243万737円となり、営業外費用が前年度と比べ923万1,039円、1.8%増の5億3,198万5,190円となり、また特別損失として南吹田下水処理場焼却施設解体撤去工事の部分払いを計上したことなどにより、費用の総額は前年度に比べ5億3,841万5,095円、6.5%増の87億8,877万8,499円となりました。

この結果、収益的収支におきまして7億6,938万6,100円の純利益を計上いたしました。

次に、建設改良事業等についてでございますが、八丁排水区雨水管路耐震工事などを含む下水道管渠の建設改良費は19億1,683万9,519円、処理場の更新工事で6億9,897万9,084円、また流域下水道建設負担金として7,721万9,285円を執行いたしました。

なお、これらの財源として国庫補助金、企業債のほか、損益勘定留保資金などの自己資金を充当したものでございます。

続きまして、18ページからの経営指標に関する事項では、経営の健全性についてや施設整備の状況について、それぞれ関連する指標を経年的にお示しております。令和6年度は、維持管理において管路施設の包括的民間委託の2期目が始まり、より迅速に、夜間や休日でも対応可能なサービスの提供が可能になり、これまでのストックされたデータを基に計画的に清掃などを行う予防保全型の維持管理を進めました。

今後も、持続可能な下水道事業の経営を行っていくため、財務状況及び施設、設備の状況の的確な現状把握を行った上で効率化等を進め、吹田市下水道事業経営戦略2019に基づき、施設の老朽化対策、大

規模災害への備えに関する対策も進めてまいります。

また、下水道の見える化といたしまして、大阪マンホールエキスポへの出店や夏休み特別講座の開催などに取り組みしました。

以上が事業の概況でございますが、決算書2ページからは予算の執行状況をお示しました決算報告書を、7ページには収益的収支の内容を税抜き金額でお示した損益計算書を、8ページには先ほど議案第87号で説明申し上げました剰余金の処分計算書の案を、10ページからは財政状態をお示した貸借対照表を記載いたしております。このほか、15ページ以降に決算附属書類を、また別冊の決算参考書には予算・決算対照明細表などの各種明細をお示しておりますので、御参照のほどお願い申し上げます。

以上が決算の内容でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 会計管理者。

（会計管理者登壇）

○伊藤さおり会計管理者 御上程いただきました認定第1号から認定第9号までの令和6年度（2024年度）一般会計並びに各特別会計歳入歳出決算の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

計数等につきましては、お手元の吹田市歳入歳出決算書、吹田市各会計別歳入歳出決算附属書類、吹田市一般会計特別会計歳入歳出決算に係る主要な施策の成果及び基金に関する報告書に基づきまして御説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算に係る主要な施策の成果及び基金に関する報告書の14ページ、15ページをお願いいたします。

図表1、総括表でございますが、一般会計及び各特別会計を合わせますと、歳入合計額は2,576億1,505万1,852円で、予算現額の2,720億1,375万354円に対しまして94.7%の収入率となっております。歳出合計額は、2,547億4,858万1,630円で、予算現額に対する執行率は93.7%となり、前年度と比較いたしますと7.7%の増となっております。収支差引額は28億6,647万222円の収入超過でございます。

また、繰越明許費により、翌年度へ繰り越すべき財源の5億8,477万775円を控除いたしました実質収

支額は、22億8,169万9,447円の黒字となっております。

それでは、吹田市歳入歳出決算を会計別に御説明申し上げます。

まず、認定第1号 吹田市一般会計歳入歳出決算につきまして、吹田市歳入歳出決算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

歳入合計額は1,793億3,548万9,298円で、予算現額に対し94.7%の収入率で、前年度と比較して10.2%の増となっております。

なお、不納欠損額は6,426万1,260円、収入未済額は10億8,071万1,923円となっております。

続きまして、歳出についてでございますが、16ページ、17ページをお願いいたします。

歳出合計額は1,784億9,083万6,452円で、予算現額に対し94.2%の執行率で前年度と比較して10.4%の増となっております。

19ページに移りまして、歳入歳出差引残額は8億4,465万2,846円で、翌年度に繰り越すべき財源5億8,477万775円を控除いたしますと、実質収支額は2億5,988万2,071円となりましたので、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、認定第2号 吹田市国民健康保険特別会計について御説明申し上げます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

歳入合計額は340億7,177万6,362円で、予算現額に対し88.5%の収入率で、前年度と比較して1.9%の減となっております。

なお、不納欠損額は1億8,044万1,817円、収入未済額は18億453万2,337円となっております。

続きまして、30ページ、31ページをお願いいたします。

歳出合計額は331億7,462万223円で、予算現額に対し86.2%の執行率で、前年度と比較して2.0%の減となっております。

33ページに移りまして、歳入歳出差引残額は8億9,715万6,139円で、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、認定第3号 吹田市部落有財産特別会計について御説明申し上げます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

歳入合計額は4億9,176万9,817円で、予算現額に対し100%の収入率で前年度と比較して3.8%の減となっております。

続きまして、44ページ、45ページをお願いいたします。

歳出合計額は2,946万482円で、予算現額に対し6.0%の執行率で、前年度と比較して48.8%の増となっております。歳入歳出差引残額は4億6,230万9,335円で、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、認定第4号 吹田市勤労者福祉共済特別会計について御説明申し上げます。

52ページ、53ページをお願いいたします。

歳入合計額は4,518万9,169円で、予算現額に対し96.9%の収入率で、前年度と比較して18.5%の増となっております。

続きまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

歳出合計額は4,364万6,769円で、予算現額に対し93.5%の執行率で、前年度と比較して21.1%の増となっております。歳入歳出差引残額は154万2,400円で、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、認定第5号 吹田市介護保険特別会計について御説明申し上げます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

歳入合計額は336億2,807万2,468円で、予算現額に対して100.1%の収入率で、前年度と比較して3.5%の増となっております。

なお、不納欠損額は2,285万9,707円で、収入未済額は1億5,579万351円となっております。

続きまして、68ページ、69ページをお願いいたします。

歳出合計額は332億4,860万1,781円で、予算現額に対する執行率は99.0%で、前年度と比較して4.9%の増となっております。

71ページに移りまして、歳入歳出差引残額は3億7,947万687円で、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、認定第6号 吹田市後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

歳入合計額は73億7,632万5,338円で、予算現額に

対して102.4%の収入率で、前年度と比較して12.0%の増となっております。

なお、不納欠損額は687万1,475円、収入未済額は7,171万8,293円となっております。

続きまして、82ページ、83ページをお願いいたします。

歳出合計額は71億8,514万238円で、予算現額に対して99.8%の執行率で、前年度と比較して11.8%の増となっております。歳入歳出差引残額は1億9,118万5,100円で、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、認定第7号 吹田市公共用地先行取得特別会計について御説明申し上げます。

90ページ、91ページをお願いいたします。

歳入合計額は17億1,647万7,249円で、予算現額に対して93.1%の収入率で、前年度と比較して11.2%の減となっております。

続きまして、94ページ、95ページをお願いいたします。

歳出合計額は17億1,622万754円で、予算現額に対して93.0%の執行率で、前年度と比較して2.7%の増となっております。歳入歳出差引残額は25万6,495円で、翌年度へ繰越しをいたしました。

次に、認定第8号 吹田市病院事業債管理特別会計について御説明申し上げます。

102ページ、103ページをお願いいたします。

歳入合計額は7億9,490万1,452円で、予算現額に対して100%の収入率で前年度と比較して34.8%の減となっております。

続きまして、106ページ、107ページをお願いいたします。

歳出合計額は、歳入合計額と同額の7億9,490万1,452円で、予算現額に対して100%の執行率で、前年度と比較して34.8%の減となっております。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

次に、認定第9号 吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計について御説明申し上げます。

114ページ、115ページをお願いいたします。

歳入合計額は1億5,505万699円で、予算現額に対して154.9%の収入率で、前年度と比較して16.6%の増となっております。収入未済額は1,711万4,078

円となっております。

続きまして、118ページ、119ページをお願いいたします。

歳出合計額は6,515万3,479円で、予算現額に対して65.1%の執行率で、前年度と比較して145.5%の増となっております。歳入歳出差引残額は8,989万7,220円で、翌年度へ繰越しをいたしました。

続きまして、各会計別歳入歳出決算附属書類をお願いいたします。

実質収支に関する調書につきましては、ただいま各会計別に決算説明を申し上げたとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

次に、456ページから、467ページには、財産に関する調書の公有財産、物品、債権及び基金を記載してございますので、それぞれの資料を御参照賜りますようお願い申し上げます。

なお、463ページ以降の2、物品につきましては、税込み購入価格が1件100万円以上のものを記載しており、463ページには学校備品を除く備品について、464ページには学校備品についてそれぞれ記載いたしております。

以上、御説明申し上げました各会計決算につきましては、本市監査委員の決算審査を受け、意見書も提出されておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして、吹田市新公会計制度財務諸表を提出いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、決算概要の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 質問が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております各議案につきましては、お手元に配付いたしてあります付託案件表のとおり、決算常任委員会に付託いたします。

なお、決算常任委員会委員長からクラウド上などに掲載してあります招集通知のとおり委員会が招集

されていますので、御承知願います。



○矢野伸一郎議長 次に、日程6 議案第74号及び議案第75号を一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第74号及び議案第75号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第74号及び議案第75号は原案どおり可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程7 請願1件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしてあります請願文書表のとおり、建設環境常任委員会に付託いたしますので、報告いたします。



○矢野伸一郎議長 以上で本日の会議を閉じたいと存じます。

次の会議は10月1日（水曜日）午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後4時33分 散会）



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会副議長	村口久美子	
吹田市議会議員	五十川有香	
吹田市議会議員	久保直子	
吹田市議会議員	石川勝	